

海津市教育振興基本計画（案）



海津市教育委員会

平成 26 年 3 月

はじめに

近年、少子高齢化の進行や国際化、情報化の進展など社会状況は大きな変革期を迎え、教育分野においても早急に対応すべき問題や課題が生じています。子どもの規範意識や社会性の育成、教員の資質能力、さらには家庭や地域社会の教育力の向上など、教育に関する様々な課題が指摘されています。

こうした中、平成18年12月に教育基本法が改正され、これからの教育のあるべき姿、めざすべき理念が改めて提示されました。この改正教育基本法により、国および地方公共団体において「教育振興基本計画」を定めることになりました。

これに基づき海津市教育委員会では、市の基本計画と教育委員会が定めた教育目標に沿って、海津市の教育振興基本計画を策定しました。

このプランでは、今後5年間を通じてめざす教育の姿として『「いのち」をつなぐ教育』を基本理念に掲げるとともに、その実現に向けて取り組むべき具体的施策を示しています。

具体的には、「世代をつなぐ」「心をつなぐ」「地域をつなぐ」の三つの基本的視点を定め、六つの基本目標からなる重点施策を盛り込んでいます。中でもプラン実現のためには、学校、家庭及び地域が緊密に連携していくことが最も大切であり、それぞれの分野で役割を着実に果たしていくことが必要不可欠であります。

海津市教育委員会は、学校、家庭、地域の連携強化を図り、海津市の教育をより質の高いものへと向上させるために、検証と評価を行い「海津市教育振興基本計画」の推進に努めてまいります。

平成26年3月

海津市教育委員会

目 次

第1章	計画の策定にあたって	
1	計画策定の趣旨・背景	1
2	計画の位置づけ	2
3	計画期間	3
4	計画の策定体制	3
5	教育をめぐる制度の変化	4
6	我が国の教育を取り巻く現状と課題	6
7	海津市の教育を取り巻く現状と課題	6
第2章	計画の基本理念・目標	
1	計画の基本理念	10
2	計画の目標	10
3	計画の体系	11
第3章	基本計画	
1	良好な学校教育環境の整備・充実	
(1)	就学前教育の充実	12
(2)	学校教育の充実	14
(3)	教育設備の充実	16
(4)	豊かな心の育成	18
(5)	教職員の資質の向上	19
(6)	学校給食の充実及び食育の推進	20
(7)	中学校の適正配置	21
2	生涯学習環境の整備・充実	
(1)	生涯学習環境の充実	22
(2)	多様な学習機会の提供	23
(3)	新たな学習活動への支援	24
3	青少年の健全育成	
(1)	地域で進める青少年の健全育成	25
(2)	家庭教育力の向上	26

4	文化の振興	
	(1) 文化の継承と発展	27
	(2) 豊かな自然と文化財愛護思想の普及啓発	29
	(3) 生きがいと共生、質の高い文化芸術活動	30
5	スポーツ活動の振興	
	(1) スポーツ施設の整備と有効活用	31
	(2) スポーツ活動の充実	32
	(3) 競技スポーツ活動の支援	33
6	地域間交流の推進	
	(1) 地域間交流の推進	34
7	海津市教育振興基本計画の推進と進行管理	35
	資料〔市民の声〕	36

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨・背景

近年、急速に進む社会の少子高齢化、ICT（情報通信技術）の発達などに見られる高度情報化、さらには社会・経済のグローバル化、環境問題の深刻化などにより社会全体が大きく変化し、また地域では、地域コミュニティの希薄化が進行しています。

一方、教育分野においては、子どもの学ぶ意欲や学力・体力の低下、問題行動、さらには、社会全体における規範意識や倫理観の低下など、解決すべき多くの課題が指摘されています。

こうした中、平成18年12月、制定から約60年を経て教育基本法*が改正されました。この改正教育基本法では、教育を取り巻く様々な状況の変化を踏まえた上で、新しい時代にふさわしい教育の実現のため、「人格の完成」や「個人の尊厳」などの普遍的な理念とともに、新たに達成すべき教育の目標を掲げるなど新しい時代の教育の理念が明確に示されました。

この改正教育基本法に基づき、国は教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育振興基本計画を策定し、また、地方公共団体においては、地域の実情に応じた教育振興基本計画を定めるよう努めなければならないと規定されました。

海津市教育委員会では、これまでも「海津市総合開発計画」に基づく、総合的かつ計画的なまちづくりを進める中で、教育行政に関する施策を展開してきました。このほど、改正教育基本法の趣旨に鑑み、また、「海津市総合開発計画」を踏まえながら、教育行政に関して中長期的視点から今後5年間に取り組むべき施策の体系をより明確にし、それらをさらに着実に推進していくための基本的な計画として、本計画を定めるものです。

※教育基本法：日本国憲法に基づき、日本の教育の基本的なあり方を明示した法律

（教育振興基本計画）

第十七条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

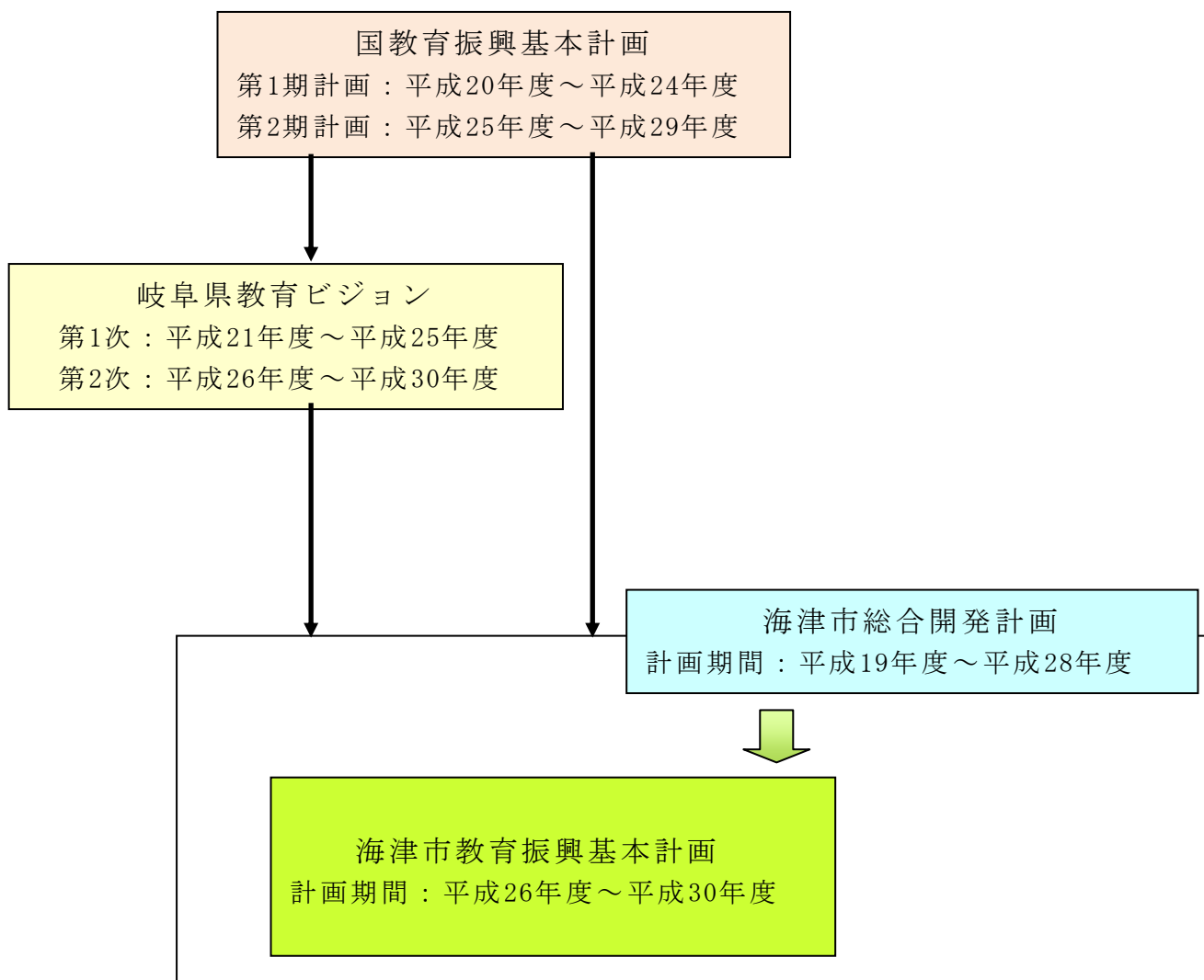
2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

2 計画の位置づけ

本計画は、教育基本法第17条第2項に基づき、平成20年7月に策定された国の教育振興基本計画（平成20年度から平成24年度）及び平成20年7月に策定された岐阜県の教育振興計画である岐阜県教育ビジョン（平成21年度から平成25年度）を参考にし、市の実情に応じた教育の振興のための施策に関して総合的かつ計画的な推進を図るために定める基本的な計画です。

また、本計画は「海津市総合開発計画」に示す海津市の将来像「協働が生みだす 魅力あふれるまち海津」を実現するための教育分野における計画であり、本市の教育関連計画においては、最上位に位置付けられます。

海津市教育委員会は、これに基づき年度ごとに重点施策を策定し、事業に取り組みます。



3 計画期間

本計画は、平成26年度を初年度とする平成30年度までの5年間の計画とします。なお、計画期間中、状況の変化により見直しの必要が生じた場合には、適宜計画の見直しを行うこととします。

4 計画の策定体制

本計画は、教育委員会の内部組織である「海津市教育振興基本計画推進会議」が中心となり、「海津市教育振興基本計画策定委員会」において協議を重ね策定しました。

本計画の策定にあたっては、市内の小学校5年生と中学校2年生の児童・生徒とその保護者、教職員、生涯学習団体及びスポーツ団体を対象に実施した海津市の今後の教育に関するアンケート調査結果をもとに広く市民、地域の意見の反映に努めました。



5 教育をめぐる制度の変化

(1) 教育基本法の改正（平成 18 年度）

平成 18 年 12 月、教育基本法が 60 年ぶりに改正され、新たな教育理念が示されました。その中で、教育の目的（第 1 条）を、「人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成」と定めています。

またキーワードとして、「幅広い知識と教養」「自主及び自立の精神」「公共の精神」「生命尊重」「伝統文化の尊重」などの教育の目標や、「生涯学習社会の実現」「家庭教育」「幼児期の教育」「学校、家庭、地域の連携」などの新たな内容が盛り込まれています。

また、教育の振興に関しては、地方公共団体には、その実情に応じた施策を策定し、実施することを通して、住民の期待に応え、その責任を全うすることが求められています。

(2) 学校教育法の一部改正（平成 19 年度）

平成 19 年 6 月、教育基本法の改正を踏まえた義務教育の目標を具体的に示すべく、学校教育法の一部改正が行われました。

生涯にわたり学習する基盤を培うこと、そのための基礎的な知識及び技能を習得すること、さらに課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等を育み、主体的に学習に取り組む態度を養うことなどが盛り込まれました。



(3) 国の教育振興基本計画（平成 20 年度）

平成 20 年度、教育基本法の理念を実現すべく、教育の振興に関する総合的な施策を推進するため、その基本となる計画として、国の教育振興基本計画が定められました。

第 1 章（3）「教育立国」の実現に向けて

第 2 章（1）今後 10 年間を通じて目指すべき教育の姿

①義務教育修了までに、すべての子どもに、自立して社会で生きていく基礎を育てる。

②社会を支え、発展させるとともに、国際社会をリードする人材を育てる。

第 3 章 今後 5 年間に総合的かつ計画的に取り組むべき施策

基本的方向 1：社会全体で教育の向上に取り組む

基本的方向 2：個性を尊重しつつ能力を伸ばし、個人として、社会の一員として生きる基盤を育てる

基本的方向 3：教養と専門性を備えた知性豊かな人間を養成し、社会の発展を支える

基本的方向 4：子どもたちの安全、安心を確保するとともに、質の高い教育環境を整備する。

(4) 学習指導要領の改訂（平成 21 年度先行実施）

平成 20 年 3 月、新しい学習指導要領が教育基本法の改正を踏まえて告示され、平成 21 年 4 月、その一部が先行実施されました。この新しい学習指導要領でも、これまでの学習指導要領で示されている「生きる力」を育成するという理念が重視されています。

また、言語活動、理数教育、伝統や文化に関する教育、道徳教育、体験活動、外国語教育などの視点から、教育内容の改善が求められています。



6 我が国の教育を取り巻く現状と課題

我が国では、少子高齢化の進展や経済の豊かさの実現など、社会が成熟する中で、家庭や地域の教育力の低下や個人が明確な目的意識を持ったり、何かに意欲的に取り組んだりすることが以前より難しくなりつつあることが指摘されています。

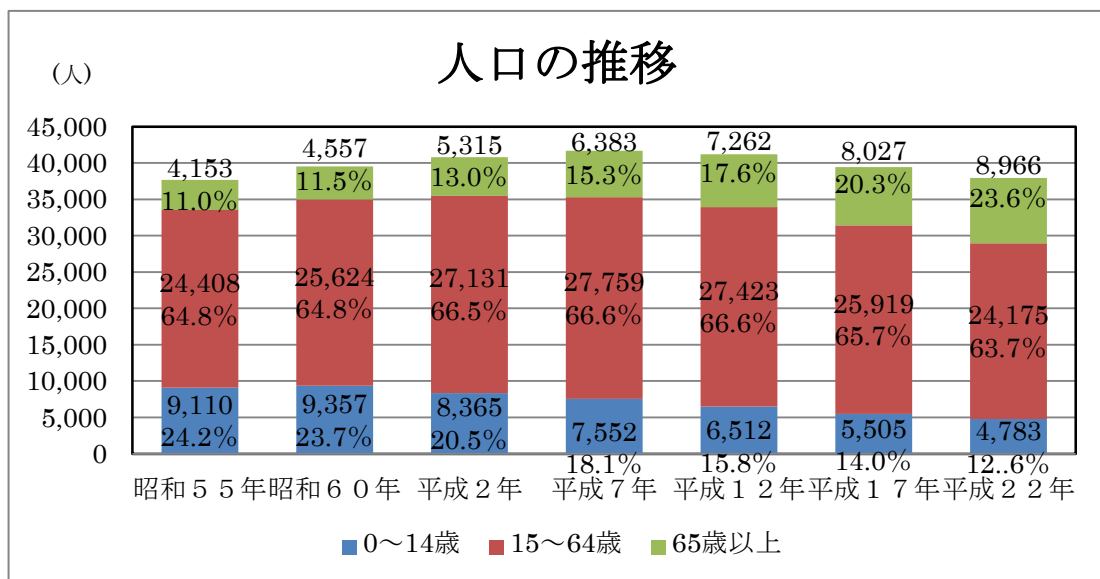
また、近年、教育を巡り、子どもの学力・体力の低下、問題行動の増加など多くの面で課題が指摘されています。

このような状況の中、子どもの明るい将来を作ることや、生涯学習社会の構築を目指すために、今一度、教育の姿を見つめ直し、教育の展望を明らかにしていくことが求められています。

7 海津市の教育を取り巻く現状と課題

(1) 少子高齢化・人口減少の進行

海津市の人口は、平成 22 年の国勢調査によると 37,941 人で、平成 7 年の 41,694 人に比べ 3,753 人、9.0%減少しています。また、65 歳以上の人口の割合を示す高齢化率は年々増加する一方、少子化の進行は深刻な状況となっています。



資料：国勢調査
※年齢不詳者除く

市内小学校 10 校の児童数の合計は、平成 4 年度は 3,472 人でしたが、平成 25 年度には 1,912 人にまで減少しています。

また、中学校 4 校の生徒数合計においても平成 4 年度の 1,933 人から平成 25 年度には 1,031 人まで減少しています。こうしたことから、

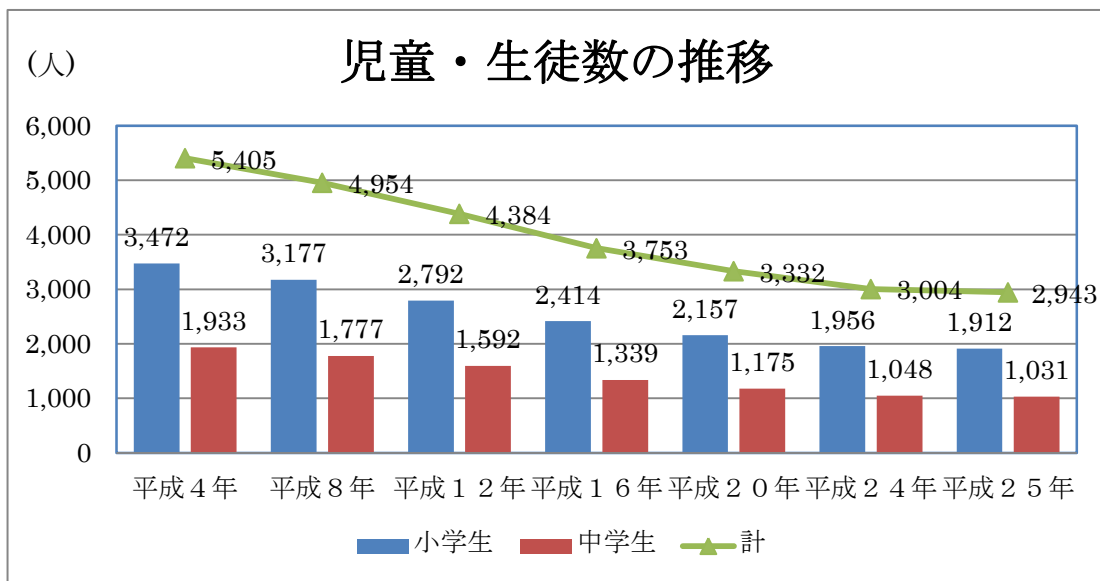
部活動においては、部員数の減少や顧問等の確保の問題から現状の部活動数を維持することは難しくなっています。

今後、生徒数の減少が更に進めば、部活動や体育祭や文化祭などの各種学校行事の見直しが求められる状況も予想されます。

海津市では、平成20年4月1日に養南中学校と城山中学校を統合して城南中学校が誕生したほか、平成28年4月1日には、南濃中学校と城南中学校を新設統合します。

一方、社会教育分野においては、高齢化社会が進む中で、成人や高齢者が生きがいを持って主体的に学び続ける生涯学習社会を築くことが重要な課題となっています。

今後は、学びの成果を地域や社会のためにより活用し、地域全体の豊かさにつながるシステムを構築していくことが重要です。



資料：学校基本調査

(2) 地域間交流の推進

通信手段や交通手段が飛躍的に発展し、市民生活レベルにおいても、人・モノ・文化・情報などの交流が国を超えて地球規模で展開されています。

今後一層、多様な国や地域との交流が活発に行われると考えられ、地域の経済振興を図り、市民の国際感覚を養うための地域間交流・多文化共生の推進が重要な課題となっています。

このような中、毎年、本市と霧島市及び酒田市との間で、子どもの交流事業を実施しています。しかし、ホームステイ型の交流であることなどから参加者の確保が困難な状況にあります。霧島市との交流においては、生徒交流事業の拡大を実施してきましたが、酒田市については、参加希望者が減少しており、今後の進め方についての検討が必要となっています。

(3) 情報化社会への対応

本市においてもインターネットやモバイル通信の急速な普及など情報化が進んでおり、必要な情報を選択し活用していく能力の育成や情報モラルの醸成がますます重要になっています。

学校では、情報を選択し活用する能力や情報モラルを高める指導を行っていますが、家庭や地域で子どもがインターネットや携帯電話、ゲーム機等を通したトラブルに巻き込まれないよう見守り、指導していくことが重要です。

(4) 環境問題への取組

経済発展を支えてきた大量生産・大量消費・大量廃棄の社会システムは、一方で、地球温暖化をはじめとする地球規模での環境問題を引き起こしています。

本市では、PTAの方々を中心となり、地域の協力を得て、古紙やアルミ缶など再資源化できるものを家庭から収集する活動が行われています。子どもと一緒に汗を流して活動する中で、物を大切に作る心、環境を思いやる心を育てています。

今後こうした取組を継続・発展させるとともに、学校での環境教育の充実をはじめ、家庭や地域との連携を図り、省エネルギー・節電の生活や自然エネルギーの利活用などに取り組む必要があります。

(5) 地域コミュニティの希薄化

人口減少社会や少子高齢化の進展、核家族世帯の増加、ライフスタイルの変化により、地域の人々同士の交流が減少する傾向にあり、地域コミュニティの希薄化が指摘されています。

阪神淡路大震災や東日本大震災などの際の教訓から、いざという時には、「共助」が非常に大きな役割を担います。

教育面においても、子どもの社会性の育成や登下校時の見守りなど地域ぐるみの安全体制の確保の面から、地域コミュニティの活性化が必要です。

今後も、学校、家庭、地域の連携のもと、関係者が一丸となって子どもたちを見守る体制を充実させていくことが重要です。



(6) 個人の価値観や市民意識の多様化

高度情報化の進展や生活様式の変化、余暇自由時間の増大などにより、市民一人一人の価値観が多様化しているとともに、様々な面で個性化も進んでいます。この結果、教育観や職業観をはじめ、あらゆる物事に対して市民意識が変化してきており、「個の尊重」がますます重視されるようになっていきます。

また、子どももそのような社会環境の中で生活していることから、学校生活の中でも、コミュニケーション能力の不足による人間関係をうまく築けない子どもの増加や、学ぶ意欲や善悪の判断力の低下、生徒指導上の諸問題などへの対応が課題となっています。

これらの現状を受け、学校・家庭・地域がそれぞれの役割と責任をこれまで以上に自覚し、より強固な連携体制を構築することが必要です。

(7) 教育施設の老朽化

市内には、公立の認定こども園、保育園、幼稚園が計7園、小中学校が計14校、公民館、図書館などの社会教育施設、体育館、グラウンドなどの社会体育施設がありますが、その多くが老朽化し、毎年、修理・修繕に多くの経費を支出しています。

学校施設では、平成17年度から校舎・体育館の耐震補強工事を実施した結果、平成22年度までで完了しましたが、今後、各学校大規模改修工事が必要な状況にあります。

また、社会教育施設や社会体育施設でも、耐震補強工事や老朽化した施設の改修・改築工事が必要です。

(8) 海津市の財政状況と教育予算

国、地方自治体とも財政状況は厳しく、本市の財政も例外ではないことから、更なる行財政改革が望まれています。

学校教育では、平成28年に現城南中学校の位置に新設統合する中学校の校舎整備を進める一方、学校施設の整備などのハード関係予算、きめ細かな指導や外国語教育にかかる予算、理科備品等教材教具にかかる予算など、教育ソフト予算の拡充を図ることが必要です。

また、社会教育では、歴史民俗資料館、図書館、文化センターの充実やスポーツ施設の整備が喫緊の課題となっています。

今後も、限られた教育予算を有効に活用し、選択と集中により、本市の教育の充実を図っていくことが求められています。



第2章 計画の基本理念・目標

1 計画の基本理念

本市は、これまで「協働が生みだす 魅力あふれるまち 海津～心のオアシス都市～」を目指すべき将来像とする「海津市総合開発計画」を策定し、また、まちづくりの基本計画のうち、「魅力ある教育・文化のまちづくり」を教育施策の柱として掲げ、まちづくりを進めてきました。

一方、教育面では、「いのちをつなぐ教育」をキーワードとして愛情と思いやりに溢れた一人一人の生命がつながり生きる喜びを感じる教育を目標として本市の教育を推進しています。

【基本理念】

「いのち」をつなぐ教育

愛情と思いやりに溢れた一人一人の生命が
つながり生きる喜びを感じる教育

2 計画の目標

(1) 世代をつなぐ

- ①「生きる力」の基礎を育み、自立できる力をつける。
- ②「生きる力」を育み、豊かな人間性を身につける。
- ③生きがいと共生を地域の中での学習活動を通してめざす。
- ④一人一人の教育的ニーズに応じた学習支援ができる。

(2) 地域をつなぐ

- ①家庭の教育力を高めるための学習機会や情報提供を充実させる。
- ②地域がつながり、地域ぐるみで良好な環境づくりを進め、青少年の健全育成を進める。
- ③地域に根ざし、市民のつながりを生み出すスポーツ・レクリエーション活動の活性化を図る。
- ④歴史上や姉妹都市等、関わりのある市町とのつながり、交流を行い、地域づくりを進める。

(3) 心をつなぐ

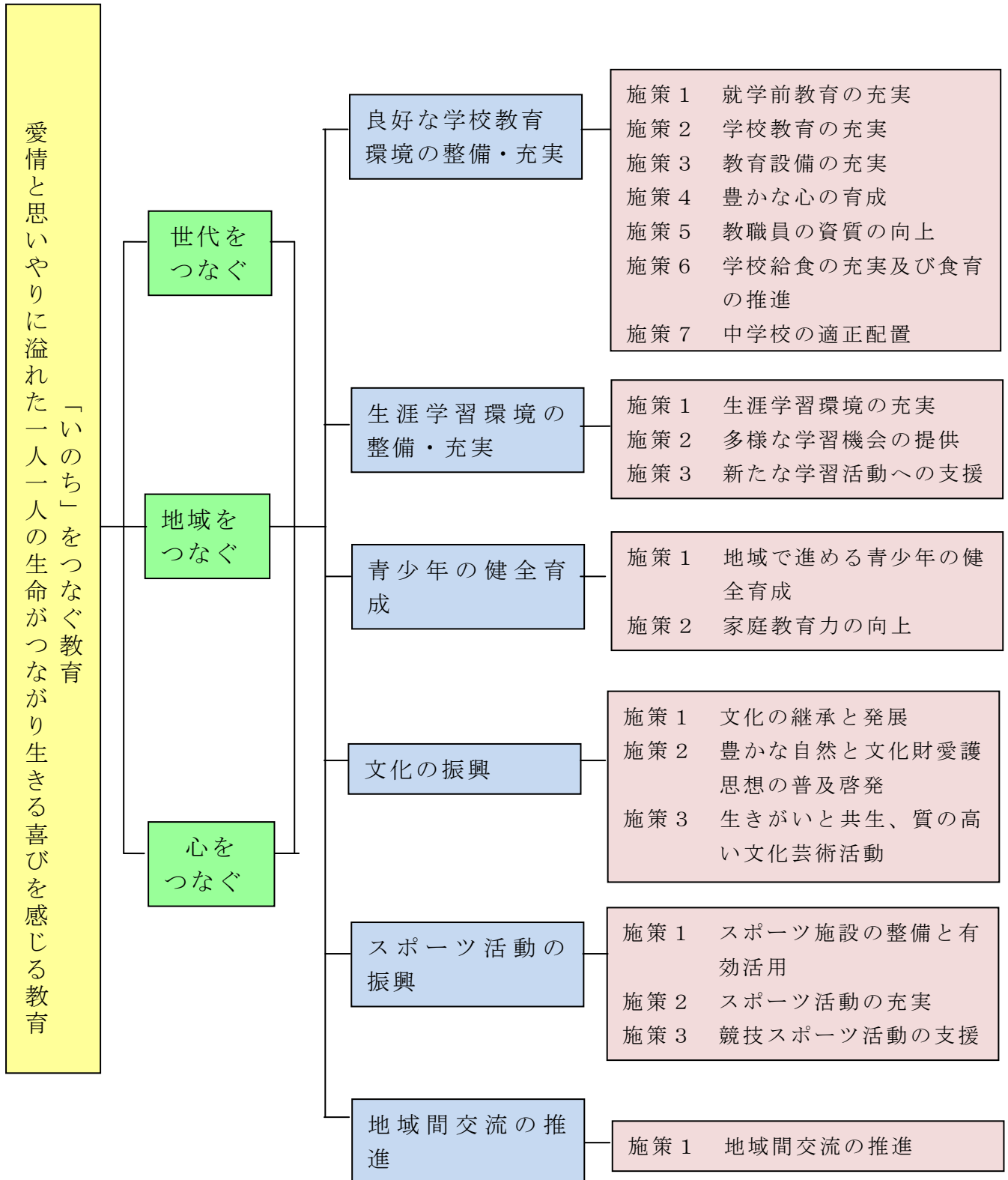
- ①心のふれあいを大切に、温かい人間関係をつくる。
- ②海津の文化を愛し、継承・発展を進め、郷土を愛する心を育む。

3 計画の体系

【基本理念】【基本的視点】

【基本目標】

【施策】



第3章 基本計画

1 良好な学校教育環境の整備・充実

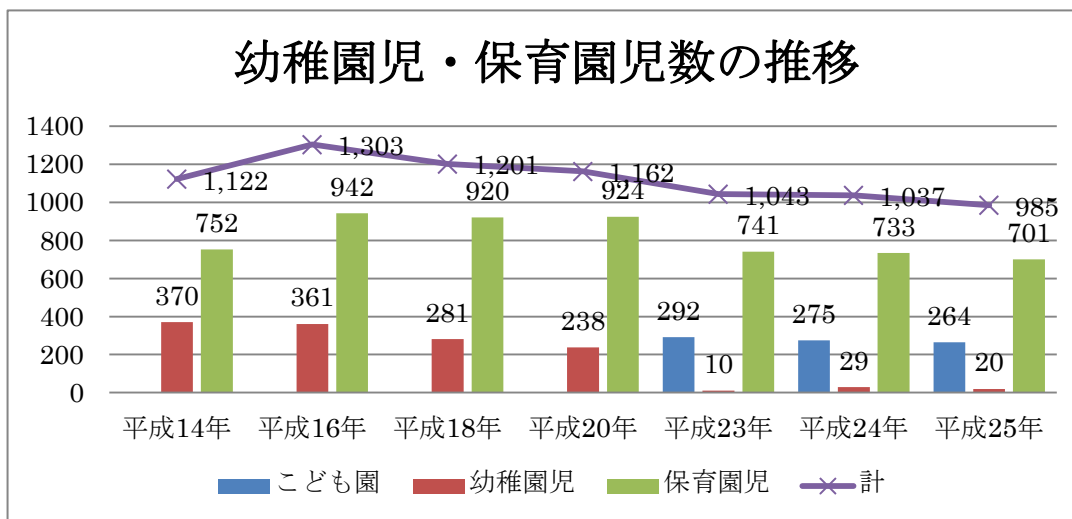
(1) 就学前教育の充実

施策の方針

子どもたちの「生きる力」の基礎を育み、自立できる力を育てます。

●現況と課題

本市の就学前施設としては、3つの認定こども園、2つの公立幼稚園、2つの公立保育園、7つの私立保育園があり、合計14施設となっています。認可保育園を希望しながら入所できない待機児童は、本市では、ゼロとなっています。



資料：4月1日現在

本市では、幼児教育・保育検討委員会において、就学前の子どもに関する教育・保育等の今後のあり方について協議を行い各種提言を行っています。現在、同委員会からの報告書に基づき施策が進められています。

平成23年4月1日に公立では県下初となる認定こども園を海津、平田、南濃各地区に開園しました。

また、「市内、どこでも、だれでも、同一水準の教育・保育を受けることができる」ように認定こども園・保育園・幼稚園それぞれが連携をとりながら、教育・保育の充実をはかっています。

認定こども園は、国も推進しており幼稚園と保育園の良いところを活かしつつ、両方の機能を併せ持った施設となっています。

認定こども園の開園により、子どもの教育、保育、養護を統一して考えることができることになり、総合的な観点から、多様なニーズに応じたサービスを柔軟に実施することが可能となりました。

保護者にとっても、子どものための教育・保育施設を選ぶ際の選択肢

が拡大されました。

本市では、子ども子育て会議条例を制定し、子ども子育て支援事業計画の策定作業に着手しています。

近年の様々なニーズをもつ子どもの増加に伴い、各園では特別支援コーディネーターを任命し、その職員を中心に子どもの障がいに対する理解やその支援等について研修を重ね、早期発見早期支援に努めています。

また、就学にあたっては、小学校での学習に関する支援や配慮が必要な子どもについて、幼保小の連携を深め、教育の充実を図っていくことが大切になっています。

●基本施策

①豊かな人間形成を培う幼児教育の推進

一人一人の発達に応じ、「遊び」を通して、子どもがのびのびと活動できる環境整備と幼児期にふさわしい基本的な生活習慣、規範意識、道徳性が身に付くよう、きめ細かな指導計画及び指導方法の充実を図ります。

また、それぞれの園では、園長の経営ビジョンをもとに全職員が経営に参画する職員体制を構築します。更に、日々の実践を通じた課題の明確化とその課題を解決するための計画的・継続的な研修を行います。

②幼保小の連携強化

各幼稚園、保育園、小学校間における連携の強化に向け、公立、私立を含めた幼保小連携協議会を開催し、相互に子どもの発達や学びに対する理解を深めます。また、特別な支援を必要とする子どもについては、関係諸機関と情報を共有し幼児教育から小学校教育への滑らかな接続を図ります。

③幼稚園・保育園の適正規模の推進

幼児期は、人間の基礎を培う上で極めて重要な時期であることから、より良い教育環境の整備や魅力ある幼稚園・保育園づくりを目指すため、幼稚園・保育園の適正規模の推進と質の高い教育・保育の提供に努めます。

④幼稚園、保育園での読み聞かせ

発達段階に合った読み聞かせを行い、幼児期から本に親しむことで、読書の習慣を身に付け、豊かな心を育む環境の充実に努めます。

⑤多様な保育サービスの提供

多様化する保護者の勤務形態に対応するため、子ども・子育て会議を通してニーズを把握し、計画的に子育て支援サービスを整備します。



(2) 学校教育の充実

施策の方針

子どもたちに確かな学力を身につけさせ「生きる力」を育み、豊かな人間性を育てます。

●現況と課題

平成20年3月に学習指導要領が改訂され、学力の3要素（基礎的・基本的な知識・技能、思考力・判断力・表現力、学習意欲）の育成が重視され、言語や理数の力等を育む教育内容の充実や、授業時数の増加等について見直されました。

本市の各学校においては、新学習指導要領の理念の実現と子どもの確かな学力の定着を目指し、言語活動の充実、理数教育の充実、小学校外国語活動の充実、社会の進展に対応した教育の充実等を教育課程に位置付け、分かる授業の展開や個に応じた指導に努めております。

また、近年、障がいのある子どもを巡る現況は、時代の進展とともに大きく変化しており、障がいの重度・重複化、発達障がいを含む障がいの多様化、関係機関と連携した支援の必要性など、特別支援教育に対する教育的支援や施策のニーズが高まってきております。

本市でも、特別な支援を要する子どもに対し、状況に応じた支援会議の開催、関係機関との連携強化、定期的な支援体制の協議などして適切な校内支援体制を築いています。

また、本市では、平成18年度に文部科学省より「キャリア・スタート・ウィーク推進地域」に指定され、中学校区において連続5日間の職場体験を実施しています。

今後は、一人一人の実態を的確に把握しながら、知識や技能の習得とともに思考力・判断力・表現力等を育成できる指導の充実が求められています。

●基本施策

①軸を明確にした学校経営の構造化

めざす子どもの姿を明確にし、具現化に向けての軸を機能、転移、自校化させていく学校経営を行います。

②確かな学力を身につけさせ「生きる力」を育む指導の充実

ねらいを明確にし、「生きる力」を一人一人に育成していくための指導の育成と研修の充実を図ります。

③基礎的な知識・技能をしっかりと身に付けさせる指導や取組の充実

実生活において不可欠な知識・技能を、子どもに身に付けさせる

ために、誰もが分かる授業を展開していきます。

また、つまづきやすい内容の確実な習得を図るために繰り返し学習を行います。

特に算数では、コンピュータを活用した個別学習を行い、算数科の基礎的・基本的な知識・技能の習得を図るように努めます。

④思考力・判断力・表現力等を育成する指導や取組の充実

A L T（外国語指導助手）を配置して、英語や外国語活動における子どものコミュニケーション能力の向上に努めます。

国語をはじめ各教科等において、記録、要約、説明、論述等の言語活動を取り入れ、言語の力を高めるための学習を充実させます。

⑤学習意欲を高める指導や取組の充実

学習形態や指導体制を工夫したり、本市独自の教材や学習環境を積極的に活用したりすることで、楽しい授業づくりを進めます。

校外学習や体験活動の機会を増やし、子どもの学習に対する興味・関心が高まるように努めます。

専門性の高い外部講師による理科授業を展開して、理科に対する興味・関心が高まるように努めます。

⑥一人一人の実態に応じた、きめ細かい支援や指導の工夫

各課、発達支援センターや幼保、学校等が密接な連携を図り、一人一人の実態及び教育的ニーズをしっかりと把握します。

⑦特別支援教育に関わる教職員の研修

特別支援コーディネーター等を中心として、園・学校の全職員が計画的な研修を行う事を通して、特別支援教育に対する理解を深めるとともに、組織的な動きをつくり支援します。

⑧キャリア教育の推進

様々な施設や事業所との連携により職場体験学習の充実を図り、職業観や人生観を育てる体験を支援します。

また、夏季休業中に行っている課題別研修などを通じて、キャリア教育のあり方やその意義について、教員を対象とした研修会を実施します。

⑨郷土学習の推進

ふるさと海津の歴史にふれ、地域を知り郷土愛を育むために、郷土学習のスタンダードとして「海津市郷土学習の手引き」を作成します。



(3) 教育設備の充実

施策の方針

子どもたちの安全・安心を確保し、より良い教育環境の整備を進めます。

●現況と課題

学校施設は、子どもが1日の大半を過ごす場所であるとともに、非常災害時には地域住民の避難場所としての役割を果たすことから、その安全性の確保は極めて重要です。

平成23年3月に発生した東日本大震災においても、学校が地域コミュニティを支える重要な場であることが再認識されました。

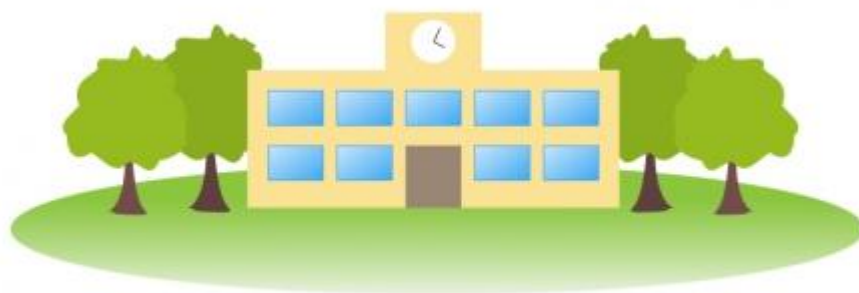
本市では、校舎・屋内運動場の耐震化を最優先に取り組んだ結果、平成22年度末までに市内小中学校14校すべての校舎・体育館において耐震補強工事を終えました。

これにより、子どもが安心・安全な学校生活を過ごすことができるようになるとともに、災害発生時の緊急避難場所となる体育館もその機能が高まっています。

一方、地球規模の環境問題に対応するため、環境負荷の低減や自然との共生を考慮したエコ改修や、障がいの有無にかかわらず安心した学校生活を送ることができ、避難場所として機能的な役割を果たすことができるためのバリアフリー化、校舎や屋内運動場とともに老朽化が進んでいるプールの改修など、それぞれの学校の現状に即した安全で質の高い教育環境を整備していく必要があります。

また、近年、夏の気温上昇は厳しく毎日のように気象庁が高温注意情報が出されました。本市のエアコン設置は10小学校中9校、4中学校中1校が完了しています。

今後、すべての小中学校で早急に整備していく必要があります。



●基本施策

①学校施設の大規模改修の推進

子どもが安全で安心な学校施設で、多様な学習に対応できる教育環境を整備するため、大規模改修を計画的に実施します。

②校舎や屋内運動場等のバリアフリー化の推進

大規模改修等に併せ、特別支援教育への対応や災害時に避難する地域住民の様々な状況を考慮し、教室や玄関等のバリアフリー化を推進します。

③エアコンの計画的整備

既設空調機器を廃止して、冷暖房空調機器の導入を採用し教育環境の向上を図ります。なお、多額の費用を要するので国の助成制度を活用し計画的に整備していきます。



©fumiro

(4) 豊かな心の育成

施策の方針

心のふれあいを大切に温かい人間関係を築きます。

●現況と課題

子どもの豊かな心の育成を目指して、道徳の時間を要とするすべての教育活動の場で、魅力的な教材の活用、ボランティア活動や自然体験活動、地域の人々とのふれあいなどを進め、道徳教育の充実を図っていく必要があります。

各学校では、子どもの成長過程や実態等を把握し、発達段階に応じた指導目標を明確にして、自主・自律及び共同の精神、規範意識、生命の尊重、郷土愛等がバランスよく身に付くよう、指導内容や指導方法を工夫しています。

今後、学校、家庭、地域との連携強化を図り、世代を超えた道徳的価値観を共有することにより、子どもの豊かな心や道徳性を地域社会全体で高めていく取組を推進していく必要があります。

●基本施策

①道徳教育の充実

自立心や自律心、自他の生命を尊重する心、基本的な生活習慣や規範意識、社会の形成に主体的に参画する態度などを育むため、その基盤となる道徳的心情、判断力、実践意欲と態度などの道徳性を養う道徳教育を推進します。

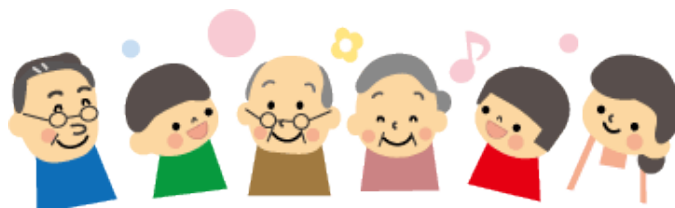
そのためにも、保護者や地域との連携を深め、子どもの道徳性を地域社会全体で高める道徳教育を実施します。

②多様な体験活動の推進

各学校の実態に応じ、各教科や総合的な学習の時間、特別活動など教育活動全体を通じて、自然体験、社会体験、ボランティア体験、異学年や高齢者との交流活動などの体験的・実践的活動を推進し、子どもの豊かな感性や情操を育みます。

③人権同和教育の充実

人権尊重と人間平等の基本理念を確立するとともに、日常生活に潜在する差別や偏見の解消に努めます。また、地域ぐるみで人権教育を推進します。



(5) 教職員の資質の向上

施策の方針

教職員のつながりによる「海津市教育のスタンダード※」を構築します。

●現況と課題

子どもの成長や発達、人間形成に大きな影響を与える教職員には、教育者としての使命感や倫理観、幅広い専門的知識や豊かな教養、そして、これらに基づく実践的な指導力が求められています。

また、社会の変化や保護者の価値観の多様化といった今日的課題に的確に対応していく力も必要になっています。

さらに、子どもの学力向上のためには、教職員の資質・能力の向上が不可欠であることは言うまでもありません。

そのためには、教職員の資質・能力を絶えず向上させるため、教職員一人一人の経験や職務に応じた研修の充実を図るとともに、教職員としての専門性の向上や今日的な教育課題への対応力向上など、時代のニーズに応じた研修を実施していく必要があります。

今後は、教職員としてのキャリアに応じ、専門性や今日的な教育課題への対応力の向上を図るため、大学をはじめとする関係機関との連携も生かしながら、教職員研修の充実を図っていくことが求められています。

※教育のスタンダード：良い指導を構築するために共通して取り組む原則や指導の在り方

●基本施策

①「海津市教育スタンダード」の構築

誰もが実践でき、誰にも力をつけることができる基準の高い指導法の構築と確立を図ります。

また、学級経営力、授業力を高めるために、教職員の連携強化を図ります。

②教職員研修の充実

海津市教育研究所を核として、教職員の経験や時代の変化に応じた研修の充実を図ります。

また、教員としての専門性や今日的な教育課題への対応力を高めるため、大学などの関係機関との連携を強化します。

③研究授業や公開授業、交流授業等の促進

市内小中学校での公開授業の参加や、就学前一小、小一中との交流授業を促進し、資質向上に努めます。

④核となる人材育成の推進

養成事業などの実施により、各学校はもとより、リーダーとなる人材育成を推進します。



(6) 学校給食の充実及び食育の推進

施策の方針

子どもたちが自ら健やかな体をつくることに関心を持ち、積極的に健康や食生活にかかわる能力を育成します。

●現況と課題

今日、国民の生活水準が向上し、食生活が豊かになった一方で不規則な生活、朝食欠食など食生活の乱れによる新たな問題も見られます。

また、子どもの体位は向上していますが、栄養の偏りや運動不足等による肥満・痩身傾向、体力の低下などの健康問題も生じてきています。

学校給食は、これらの食事環境に置かれている子どもに対し、心身の成長はもとより、生涯を通じて健康な食生活に関する理解を深めていくこと、自己の健康について自ら判断し、実践できる態度を培っていくことなど、重要な意義や役割を果たしています。

本市では、平成21年3月に、従来旧3町の学校給食センターを廃止して、海津市学校給食センターをスタートしました。

現在、市内全域の小学校・中学校・公立保育園・幼稚園・認定子ども園・海津特別支援学校に配食しています。

子どもの健康を取り巻く問題が深刻化している中で、今後は、食に対する正しい知識や望ましい食習慣を身に付けさせる必要があります。また、生涯にわたって心身の健康を保持・増進することができる子どもを育成するために、学校給食の充実と食育の推進が求められています。

●基本施策

①地域全体で取り組む食育の推進

年間指導計画に基づき、学校・園、家庭や地域との連携を深めた望ましい食育を推進します。

②学校給食の充実

郷土料理や外国料理だけでなく、時代の要請に即した献立を取り入れ、栄養バランスの取れた魅力ある学校給食の提供を目指します。

また、地場産物の活用を図り、食育の生きた教材となる学校給食の充実と安心・安全な学校給食を提供します。

③学校給食の衛生管理と事故防止の徹底

衛生管理や事故防止の徹底を図るため、調理場を含めた給食施設・設備の適正管理に努めるとともに、給食調理員や学校給食関係職員の資質向上に努めます。

④効率的な運用

効率的な運営を図るため、調理・配送業務の民間委託を継続します。

また、運営費の抑制のため電力デマンド監視システムを継続します。



(7) 中学校の適正配置

施策の方針

海津市南濃町地内中学校適正配置計画に基づき、計画的に整備を進めます。

●現況と課題

子どもが「生きる力」を育むためには、一定規模の集団の中で学習や生活をしながらコミュニケーション能力を高め、豊かな人間関係を築き、自主性や社会性を身に付けていく必要があります。

しかしながら、少子化の波は海津市にも容赦なく押し寄せており、このままだと部活動や教職員の配置も思うようにできません。

このため、市教育委員会は学校規模や適正配置を考えて、市立中学校は、それぞれ旧町に1校ずつの3校体制が適切であると結論付けました。

このことを受け、平成20年4月1日、旧養南中学校と旧城山中学校を統合し、現城南中学校が誕生したところです。

また、平成28年4月1日には、南濃中学校と城南中学校が統合し、現城南中学校の位置に新しい学校が誕生することになっています。

現在、統合に向け、関係する学校の保護者、関係者で構成する「海津市南濃町地内中学校統合委員会」を開催し、校名、校歌、校章、制服等について検討が行われています。

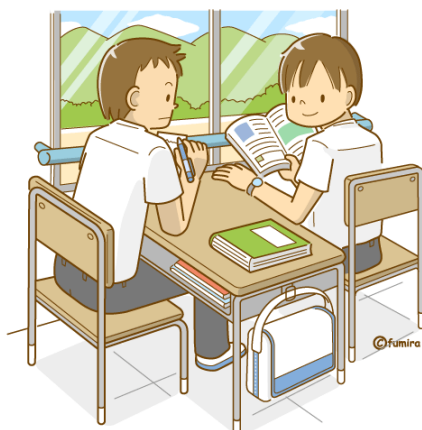
●基本施策

①南濃町地内中学校適正配置の推進

平成28年4月1日の統合に向け、「海津市南濃町地内中学校統合委員会」において協議を重ね、校名、校歌、校章、制服等について検討を行います。

②統合中学校校舎の整備

統合中学校となる現城南中学校の校舎について、南舎建設、北舎の改修について計画的に整備します。



2 生涯学習環境の整備・充実

(1) 生涯学習環境の充実

施策の方針

生涯にわたって、「いつでも」「どこでも」「だれでも」主体的に幅広い生涯学習の機会を享受できる学習環境の整備を図り、市民一人一人が豊かな生活を送ることができるよう、学習環境の充実に努めます。

●現況と課題

本市では、公民館などを会場として、講演や講座・教室等、市民にとって必要と思われる様々な学習課題の提供を行っています。地域課題・現代的課題の啓発、興味や問題意識を共有する仲間づくりにつながることを目的とした講座などを実施し、継続的な学習・交流の場を形成することに努めています。また、学習者の立場に立ち、部局間の連携・調整を図るなど情報を共有し、学習環境の整備にも努めています。

しかし、市民が心豊かな生活を送るために、それぞれの目的やニーズに応じて自由に学び、多様なライフスタイルを確立し、生きがいや生きる喜びを見いだすことは、まだまだ十分といえる状況ではありません。

今後は、学習意欲をもった市民が、ますます増えることが予想される一方で、学習機会の情報や支援、学習環境の充実が必要不可欠です。ネットワーク化を進め、より多くの市民が気軽に集まり、主体的かつ共に学び合える学習活動を支援していくことが求められています。

●基本施策

①学習ニーズの把握

市民の生涯学習ニーズを的確に把握して、講座の開設や既存講座の見直しなどを行い、目的に応じた学習内容に努めます。

②学習環境の整備

市民の自主的な学習の場所の確保に努め、地域活動を支援するため、あらゆる世代が集うことができる環境づくりを目指します。

③学習情報の整備

各種講座や教室など、市民が学習の機会に関する情報を得る手段としては、市の広報紙やインターネット、口コミ等が考えられます。

最新の情報を提供するために学習情報を一元化し、メディアの活用にも努めます。

④地域住民が集う場の提供

公民館が、地域コミュニティ形成の拠点としての役割を果たし、誰もが気軽に立ち寄り、情報交換や交流ができる場となるように努めます。また、社会教育施設、文化施設の整備、ネットワーク化を進めます。

⑤施設環境の整備

公民館などの社会教育施設において、経年劣化に伴う維持補修を計画的に行い、利用者が安心して使用できる環境となるよう努めます。

(2) 多様な学習機会の提供

施策の方針

生きがいと共生を地域の中での学習活動を通して目指します。

●現況と課題

本市では、公民館をはじめとする公共施設などにおいて、趣味教養、芸術文化、健康に関する学習など、様々な学習機会の提供を行っています。また、近年では、参加者が固定化する傾向にあることや、社会の変化に伴い、時代に即したテーマや、同じ価値観・問題意識をもつ仲間づくりが求められる事などから高度で多様なニーズに対応した学習機会の提供にも努めています。一方で、子どもからお年寄りまで幅広い年代の市民が、さまざまな分野の学習ができることや、「どこでも」「だれでも」気軽に学べる学習体制も求められており、公民館などに限らず、家庭・地域・学校における学習機会の拡充が重要となっています。

このため、行政としては、世代に適した学習機会の提供に努めるとともに、多くの市民が豊かな心を育み、自分の興味、関心もてるような学習情報を、市の情報だけでなく大学や関係教育機関、県、近隣市町、市民活動団体と共有を図る必要があります。

●基本施策

①生涯学習活動と指導者の育成

市民一人一人が生涯学習を通じて、心豊かに多様な学習活動ができるよう、講座の充実や芸術・文化に接する機会の提供、指導者の発掘・育成に努めます。

②生涯学習情報の共有

ライフステージやニーズに合った学習機会が提供できるように、幅広く情報収集に努め、関係機関との情報の共有を図ります。

③生涯学習の意識啓発

生涯学習の重要性について啓発に努めるとともに、学習希望者に対する働き掛けを進め、生涯学習の機会を増やします。

④図書館や資料館等の学習機関の機能充実

市民の多様で高度化する学習ニーズに応えるため、図書等の学習機関を一層充実させ、利用者へのサービス向上と専門性の高い学習機会の提供に努めます。

また、読書活動推進計画を策定します。



(3) 新たな学習活動への支援

施策の方針

地域の文化、地域性を大切にし、生きがいくりと地域づくりにつながるまちづくりを目指し、市民力を活かした多様な学習活動や学習支援に努めます。また、市民と行政が共生できる魅力溢れる生涯学習の推進を図ります。

●現況と課題

経済の発展、情報化、少子高齢化などの様々な社会変化の影響を受け、社会全体が地域との関わりを敬遠する傾向にあります。一方では、多くの市民がふるさと海津を大切に思い、地域の発展を願っています。こうした中、行政は、人権、歴史文化、趣味教養、芸術などバランスの取れた生涯学習活動の推進により、まちづくりを目指す人づくりに市民力を活かしながら、市民との協働を生み出す手立てを模索しています。

魅力に満ち溢れ、喜びを感じる生涯学習活動のために、行政では、専門的な知識・技能、仕事で培ったノウハウを有している人材や市民の企画力を積極的に活用し、地域人材の発掘と登用で、新しい生きがいくりを図る必要があります。また、生涯学習講座の受講生が、学習で学んだ知識や技能の成果を活かす機会を持つことは、学習活動の持続力にもつながります。このように市民力を生かした循環型社会教育の学習活動支援と地域リーダーの育成は必要不可欠です。

●基本施策

①高齢者の持つ技能の伝承

地域の歴史や風習などの伝承を通して、子どもと高齢者がふれあう機会を支援し、多世代にわたる市民の交流を推進します。

②学習活動を支援する人材の活用

退職者や学習修得者がこれまで培ってきた技術やノウハウを地域住民に還元できるような環境づくりと人材の確保に努めます。

③学習情報の提供方法の工夫

市民のニーズを踏まえ、各分野に対応した学習機会を用意し、これまでの広報紙などによる方法とともに、多様なメディアを有効に活用した広く周知できる情報提供の在り方を検討します。



3 青少年の健全育成

(1) 地域で進める青少年の健全育成

施策の方針

地域がつながり、地域ぐるみで良好な環境づくりを進め、青少年の健全育成を進めます。

●現況と課題

青少年を取り巻く環境は、ICT（情報通信技術）の急速な発展や少子高齢社会の進展、核家族世帯の増加などにより大きく変化しています。

一方、地域においても、対人関係の希薄化や地域コミュニティの衰退、青少年の社会的自立の遅れなどの諸課題も顕在化してきており、家庭、学校、地域、関係団体、行政が協力し合い、子どもの健全育成に取り組むことが重要となっています。

●基本施策

①「こども健全育成指針」の推進

海津市青少年問題協議会において策定している「海津市こども健全育成指針」を広く市民に周知し、市民ぐるみで推進していきます。

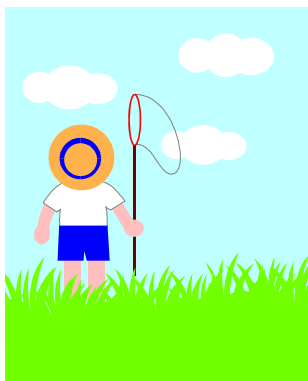
②組織的な活動の充実

青少年の非行防止と声かけ事案などからの被害防止を目的として、地域のスクールボランティアやこども110番などによる見守り活動や、広報啓発等を行い、環境浄化活動の充実を図ります。

また、家庭・学校・地域社会・警察・各種団体と連携を図り、協力体制を強化し、安全・安心な地域ネットワークを築き、地域の見守り力を高めていきます。

③青少年教育の充実と地域社会の教育力の向上

子どもの主体性や社会性を育むために、子ども自身が参画し、異年齢間の交流を図ることができる事業を推進します。



(2) 家庭教育力の向上

施策の方針

「あたりまえのことができる家庭教育支援」をテーマに基本的な生活習慣を整え、思いやりの心を大切にする家庭づくりを目指します。

子どもが健やかに育ち、生きる力を身につけ育む場の基盤となる家庭の教育力を高めるための支援を充実します。

●現況と課題

家庭のあり方や子どもを取りまく環境が変化するにつれ、生活習慣の乱れや規範意識の低下が懸念されています。少子化の中、いわゆる「いまどきの親」と呼ばれても子どもを思い、熱心に関わろうとする姿は多く見られます。しかし、子どもの将来を願うがために子育ての不安感が高まったり、多彩化する子どもの個性や成長による自我の発達に戸惑いを感じたり、親子の関わりをうまく築いていけないといった問題も起きています。これは、核家族化により子育ての経験や家庭に求められる教育が世代間で受け継がれにくくなっていることが要因の一つになっています。

また、多くの親は生活や教育に関わる経済的理由や、社会的なキャリアをもつことから、それぞれの裁量で子育てと仕事の難しいバランスをとっています。家庭の力量不足だけでは片づけられないのが現状です。

親が様々な悩みをもちながらも、子どもの個性に合わせた子育てができるよう、地域・園・学校との連携を図り、きめ細やかな支援と学習機会を提供できる体制を整え、家庭教育力の向上に努める必要があります。

●基本施策

①あたりまえのことができる家庭教育支援の推進

基本的な生活習慣を整え、思いやりの心を大切にする家庭を営む支援をします。また、公民館事業、地域活動、市民活動団体の協力を得て、親子が一緒に参加できる場を提供し、家族がふれあい、円滑な親子関係の構築と思いやりのある明るい家庭づくりに取り組みます。

②子育て学習の提供と相談体制の充実

多くの親が集まる機会を生かし、子育てや教育に対する家庭の役割、親意識の高揚を喚起します。また、様々な状況にある親のための学習機会提供と、専門諸機関と連携した相談体制を充実させ、子育ての不安を軽減できるよう図ります。

③家庭教育学級の工夫改善と充実

市内すべての園・学校で家庭教育学級を実施し、子育てやしつけについて学び悩みを気軽に語り合える場や親の仲間作り、親力の向上を図ります。



4 文化の振興

(1) 文化の継承と発展

施策の方針

先人が残した貴重な文化遺産を後世に引き継ぐために、保存及び保護、活動支援、調査研究を推進し、歴史的価値を高めるとともに、郷土の文化資源として活用することにより、地域の活性化を図ります。

●現況と課題

長い歴史とともに発展してきた海津市は、縄文の昔から特異な生活環境を築き上げてきた現代まで、多くの文化遺産や伝統芸能を今日に伝えています。これらは、幾多の戦災や災害にあいながらも市民の愛情と努力によって保護されてきた貴重な宝であり、文化の繁栄を後世に引き継ぐために適切な保護が必要とされる郷土の財産でもあります。

市内には、国・県・市指定文化財などが72件あり、ほかにも、未指定ながら価値を有する文化財や祭祀、遺跡などが各所に散在しています。

これらは、その意義や性格を考えると、できる限り現状のまま保存し、後世に伝えていくことが重要ですが、生活環境の変化や産業の進展による破損・散逸によって保存の継続が危ぶまれているのも事実です。

こうした郷土の文化をより一層の保存・顕彰を図りながら価値観を高めるとともに、生涯学習などの文化資源として活用するため、調査・研究を推進するとともに、その基礎的情報の蓄積を図る必要があります。

併せて、調査の成果を広く市民に知らせるため、展示・活用する施設の整備や報告・公開する事業を実施することが求められています。

<指定・登録文化財の状況>

(単位：件)

区 分	国		県指定	市指定	計
	指定	登録			
史 跡	1		6	13	20
名 勝				1	1
天然記念物	1		3	7	11
有形文化財		4		27	31
有形民俗				4	4
無形民俗				1	1
重要文化財			3		3
重要無形			1		1
計	2	4	13	53	72

●基本施策

①指定文化財の保存・保護、後継者の育成

所有者や管理者と協力して、その種別に応じ適切な保護管理体制の確立や史跡整備、後継者の育成・支援をするなど、その周知に努め、永く文化財を保護していきます。

②文化財や伝統芸能の資料収集及び調査研究

遺跡や歴史資料など郷土資料の収集・調査・研究を行うとともに、新たな文化財の掘り起こしに努めます。また、それらの文化財や伝統芸能など歴史的価値を明らかにして、市民への学習教材などに活用していくための基礎的情報を蓄積します。

③文化資源の活用

地域の文化資源である文化財の価値観を高め、ふるさとに誇りをもつとともに、積極的に公開・活用を進めながら、観光、学術・文化、商工業などの振興に努め、地域の活性化を図ります。



【国指定】
油島千本松締切堤



【岐阜県指定】
今尾左義長

(2) 豊かな自然と文化財愛護思想の普及啓発

施策の方針

郷土の歴史や文化財に誇りと親しみをもてる普及・啓発活動を推進するとともに、市民自らが行う地域の文化遺産を知り、守り、伝えることによって、郷土に対する愛着や誇りを醸成します。

●現況と課題

養老山麓と木曾三川が織り成す自然や歴史、産業などを学び、郷土の成り立ちを知ることは、ふるさとに誇りをもち、地域に貢献しようとする豊かな心へとつながります。

こうした我々に誇りと愛着をもたらしてくれる文化遺産を広く市民に公開し愛護思想の普及啓発に努めていかなければなりません。

しかし、地域に根ざした身近な文化財を地域素材とした公民館講座などの開催は少なく、市民が、地域に脈々と継承されてきた資源を知る機会に限られています。

そのためにも、市民に対して先人の足跡や豊かな自然を積極的に公開できるように情報発信・啓発普及する機会をつくることが求められています。

●基本施策

①文化財の情報発信と周知

文化財マップなど郷土の文化を紹介・案内する資料を充実し、史跡巡りや学習会などを行って、郷土文化を知る機会の充実に努めます。

また、海津市の文化財などを案内する「おもてなし隊」との連携強化に努めます。

②自然・歴史資源の発見と活用

市民が、郷土の貴重な自然・歴史文化を見て、歩いて、学べる機会の創出、地域や多様な分野の有識者の活用、メディアによるPRなどに努めます。



(3) 生きがいと共生・質の高い文化芸術活動

施策の方針

地域の人々が、郷土の文化を愛し、生きがいを感じとれるような文化活動や創作活動を支援するとともに、優れた舞台芸術観賞等、質の高い芸術にふれる機会を提供しながら豊かな心を育てていきます。また、市民が多様な文化芸術活動に取り組むことができる環境を整備します。

●現況と課題

近年における少子化の進行、女性の社会参画による共働き世帯の増加、核家族化などにより、これまで地域社会を支えてきた人と人のつながりが希薄化する中で、文化・芸術は、私たちに癒しと安らぎ、明日への希望を与え、人と人が生きがいを感じる「心の豊かさ」、また、それぞれの多様な価値観により絆を深め、ゆとりと潤いのある地域社会を形成するものとして期待されています。本市では、公民館などの公共施設において、優れた芸術や音楽など身近にふれる機会として、ミュージカルなどの舞台芸術観賞の提供を行っています。

こうした中、今後ますます多様化する価値観や生活態様、あるいは市民のニーズに対応した文化・芸術にふれる機会、活動発表する機会の提供をするとともに、市民と行政がそれぞれの役割を認識し、市民の主体的・創造的な文化芸術活動を奨励し、興味や関心を持ち続けられるような市民団体の育成などの支援を行っていくことが求められています。

●基本施策

①市民文化活動への支援

文化団体が行う活動は、これに参加する人たちの生きがいや自己表現の機会となるとともに、文化レベルの向上にもつながります。

このため、活躍の場の提供など活動しやすい環境づくりを整備し、その成果を発表する活動を支援します。

②文化や芸術に親しむ心を育む

文化や芸術に親しむ心を育むため、幼少期から優れた文化・芸術にふれあう機会を提供します。

③市民参加型による芸術創作活動の奨励

より多くの市民が生きがいと共生を目指すため、自ら企画し創作した文化芸術活動の推進に努めます。

④多様な芸術活動の支援

芸術文化活動の活性化を図るため、育成も含めた音楽や演劇をはじめとする様々なジャンルへ積極的に支援するよう努めます。



5 スポーツ活動の振興

(1) スポーツ施設の整備と有効活用

施策の方針

だれもが気軽にスポーツ活動に親しむことが出来る環境を提供するために、スポーツ施設を計画的に整備するとともに、既存施設の適正な管理を行います。

●現況と課題

本市のスポーツ施設としては、体育館（7ヶ所）、グラウンド（5ヶ所）、テニスコート（4ヶ所）のほか、柔道場、武道館、市民プール、グラウンドゴルフ場があります。

また、市内の小・中学校のグラウンド・体育館を一般開放しています。

一方、市民プールは平成19年度より指定管理者制度を導入して管理・運営を行っています。

今後は個々の体力や適性に応じたスポーツ・レクリエーション活動ができるための施設や設備の整備を図るとともに、老朽化した施設の改修を進めていく必要があります。

このほか、国の施設として長良川サービスセンターがあります。施設には、長良川国際レガッタコースのほか、センターハウス（トレーニングルーム等）、テニスコート、サッカーグラウンド、ビーチバレーコートがあり、多くの人が汗を流しています。

●基本施策

①スポーツ施設の計画的な改修

スポーツ施設の現状を把握し、計画的に施設の改修を進め、利用者が安全で快適にスポーツを楽しめるように環境づくりを進めます。

②スポーツ施設の長寿命化推進

スポーツ施設の適切で迅速な修繕を行い、施設の長寿命化を図ります。

③スポーツ施設の利用促進

スポーツ施設のPRに努めるとともに、有効活用を図ります。



(2) スポーツ活動の充実

施策の方針

地域に根ざし、市民のつながりを生み出すスポーツ・レクリエーション活動の活性化を図ります。

●現況と課題

近年、労働時間の短縮などによる自由時間の増大や少子高齢化などが急速に進む中で、私たちの生活様式は大きく変化しています。

また、生活の利便性、交通システムの発達など、社会の高度化による身体活動の機会の減少や人間関係の複雑化による精神的ストレスの増大など、人々が心身ともに健康で活力のある生活を営んでいくことが困難になってきています。

このような中、スポーツは健康の保持増進や体力の維持向上とともに、人々に夢や感動を与え、「からだ」を動かすことにより、爽快感、達成感、連帯感といった精神的な充足を与えます。

本市では、地域を核としたスポーツ大会を開催し、地域スポーツ活動の推進を図るとともに、スポーツ推進委員による軽スポーツ教室を開催するなど、生涯スポーツの推進を図っています。

今後は、地域を核としたスポーツ活動が生涯スポーツ社会を実現する上で重要な役割を担うことから、市民がいつでもスポーツに親しめる環境づくりが求められています。

●基本施策

①スポーツ少年団の育成

スポーツ少年団の基本理念である「次代を担う健全なからだところろを持った青少年の育成」を踏まえ、地域に根ざしたスポーツ少年団を育てるため、少年団員及び指導者の更なる育成を図ります。

②市民参加型スポーツ活動の推進

体育協会、スポーツ推進委員と連携して、各種スポーツ大会など、地域を核としたスポーツ大会の内容の充実を図り、だれもが気軽に楽しめる市民参加型のスポーツ行事を開催します。

また、「市民1スポーツ」を推進します。

③高齢者や障害者スポーツ活動の推進

室内でも気軽にできるスポーツ教室を開催し、高齢者や障害者が楽しくスポーツに親しむ機会を提供するよう努めます。

④総合型地域スポーツクラブの支援

総合型地域スポーツクラブを側面から支援し、市民のスポーツ活動への参加促進を図ります。

(3) 競技スポーツ活動の支援

施策の方針

競技スポーツ活動への出場機会の拡大を図るため、各種スポーツ競技団体が主催する競技大会を支援し、競技者人口の拡大を図ります。

●現況と課題

可能性や記録に挑戦する競技スポーツは、競技者自身の人間性を高めるとともに、私たちに大きな夢や感動を与え、日々の暮らしの中に活力や潤いをもたらします。

こうした競技スポーツの向上には、指導力が高く、幅広い視野と熱意を持った指導者の存在は不可欠で、各競技団体がジュニアからシニアに至るまでの指導体制づくりを段階的、継続的に行うことが重要です。

平成24年には2巡目となる「ぎふ清流国体」が岐阜県下で開催され、本市でも、バレーボール少年女子、カヌースプリント、トライアスロン、ビーチバレーの4種目が行われ成功裡に終わりました。

今後も、「ぎふ清流国体」を契機に、体育協会や各競技団体と連携を図りながら、指導者の育成に努めるとともに、指導者としての資質の向上を図り、競技スポーツの振興に取り組む必要があります。

また、2020年に東京オリンピックの開催が決まったことにより、スポーツ熱は益々高まるのではないかと考えられます。

●基本施策

①指導者の育成と確保

競技種目の枠を越えた指導者間の情報の共有を図る研修会など、必要な研修が受けられるよう支援し、指導者としての資質向上を図ります。

②選手の育成と強化

市民のスポーツ競技への参加促進や掘り起こしなどにより、競技力及び出場意欲の向上を図ります。



6 地域間交流の推進

(1) 地域間交流の推進

施策の方針

歴史的つながりや姉妹都市など、関わりのある市町との交流を行い、地域づくりを進めます。

●現況と課題

本市では、歴史的なつながりをもつ鹿児島県霧島市と姉妹都市関係にあり、また山形県酒田市とは友好都市関係にあります。

毎年、本市と霧島市及び酒田市との間で、子どもの交流事業を実施しています。

霧島市生徒交流事業には、毎年、5月23日から25日まで、市内の高校生・中学生が霧島市を訪問し、ホームステイや学校交流会、薩摩義士頌徳慰霊祭に参加しています。また、秋頃には霧島市の中高生が海津市を訪れて友好親善を深めています。しかし、ホームステイ型の交流であることなどから参加者の確保が困難な状況にあります。

また、酒田市については、参加希望者が減少しており、今後の進め方についての検討が必要となっています。

今後、交流活動を周知するため、情報発信を強化していくとともに、交流の在り方やプログラムについて、工夫する必要があります。

●基本施策

①交流教育の充実

国内における姉妹都市・友好都市交流活動について、マスコミやインターネット等を活用して市民への情報発信に努めるとともに、市民の交流活動への積極的な参加を促進します。特に、交流事業に参加しやすいような環境づくりに努め、交流活動の充実を図ります。

また、姉妹都市との連携、市民交流組織への行政の応援体制を強化していきます。



7 海津市教育振興基本計画の推進と進行管理

(1) 関係部局との連携

教育委員会部局と市長部局が連携を図りつつ、学校、家庭、地域のほか、関係団体との連携を強化しながら総合的に計画を推進します。

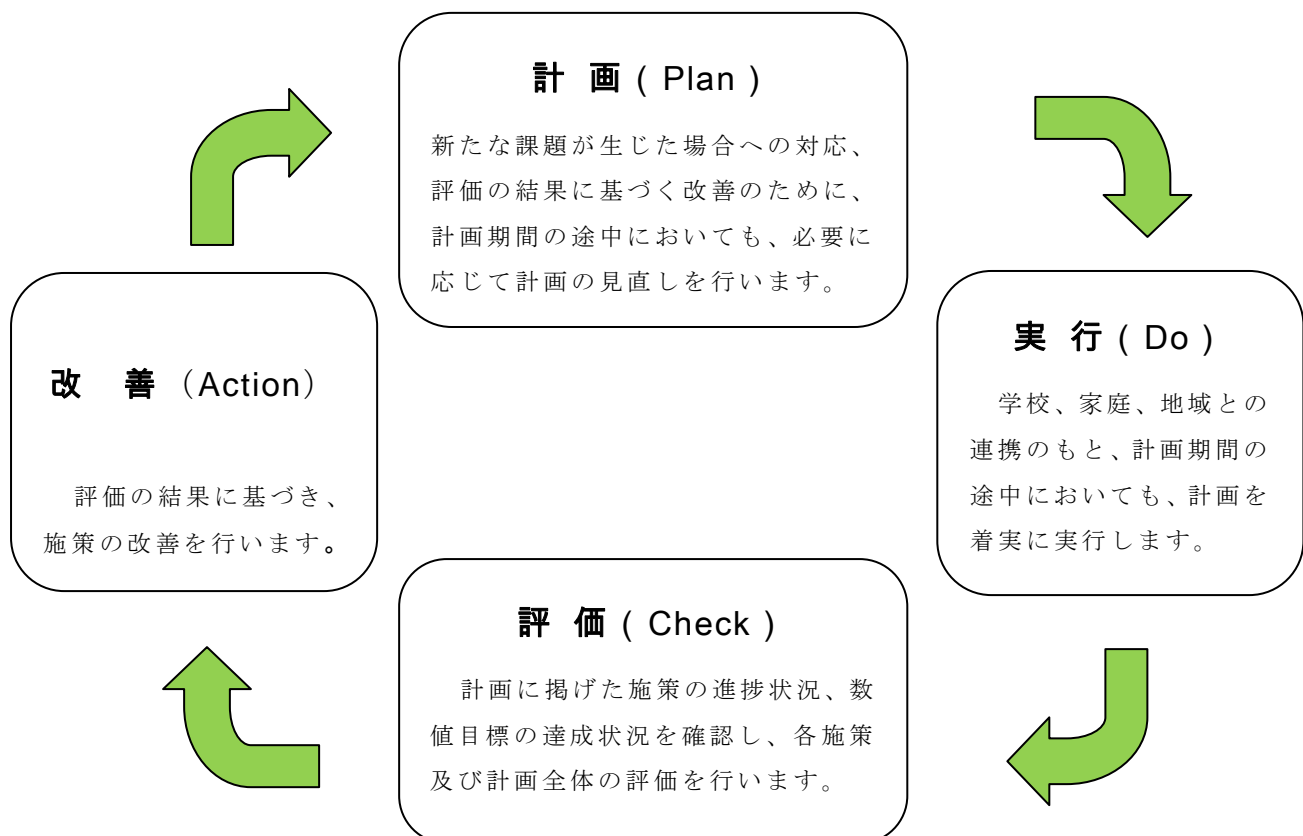
(2) 新たに検討が必要となる事項への対応

今後5年間に総合的かつ計画的に取り組むべき施策の実施により、目標の実現を目指していくこととしますが、急速に変化する社会の中で、教育が対応すべき新たな課題が生じた場合には適切・迅速に対応します。

(3) 計画の進行管理

本計画を効果的かつ着実に推進するためには、定期的な点検と結果のフィードバックが必要です。このため、実施した施策については、PDCAサイクルにより計画の進行管理を行います。

また、施策の点検・評価については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条の規定に基づき実施する「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」を活用します。



資料〔市民の声〕

(1) 市民、児童生徒、生涯学習団体、スポーツ団体アンケート

平成22年度に、小中学校に通う小学校5年生と中学校2年生の児童・生徒（回収数722（回収率99.3%））とその保護者（回収数672（回収率92.4%））、教職員（回収数218（回収率89.3%））を対象にアンケートを実施しました。

また、平成23年度には生涯学習団体及びスポーツ団体（回収数71（回収率58.2%））を対象にアンケートを実施しました。

児童・生徒アンケートでは、学校生活の満足度や勉強の好き嫌い、ふだんの生活、地域や家庭、携帯電話の利用状況などについて、保護者アンケートでは、学校とのかかわり、子どもたちや教育についての課題、家庭教育などについて、教職員アンケートでは、学校教育や教育に関する施策について聞いています。

生涯学習団体及びスポーツ団体アンケートでは、団体の活動状況や団体活動の活性化について聞きました。

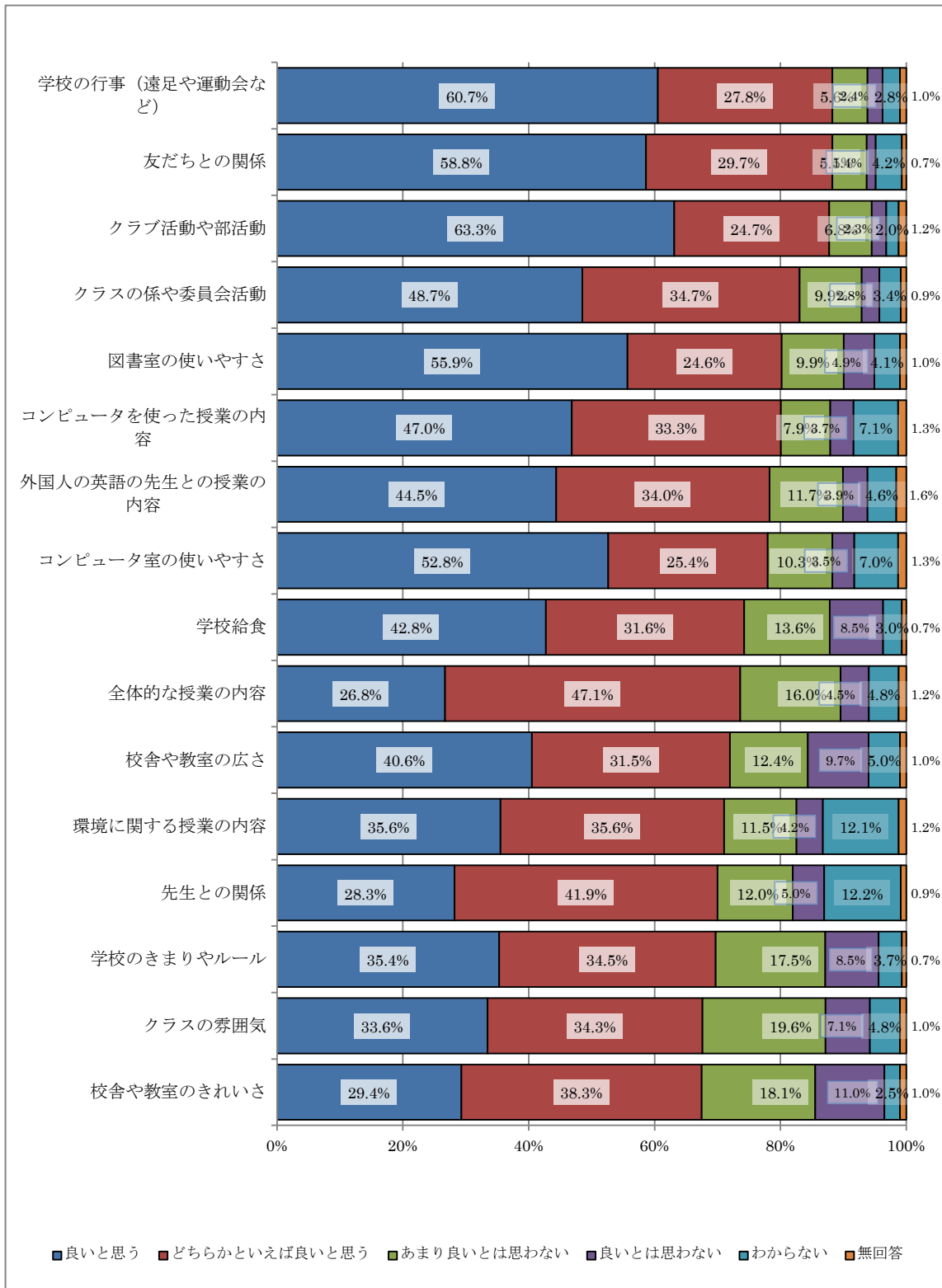
■ 主な集計結果は次のとおりです。

< 報告書の見方 >

1. 回答結果の割合（%）は有効標本数（集計対象者総数）に対して、それぞれの回答数の割合を小数点以下第2位で四捨五入したものです。
そのため、単数回答（複数の選択肢から1つの選択肢を選ぶ方式）であっても合計値が100.0%にならない場合があります。このことは、本報告書内の分析文、グラフ、表においても反映しています。
2. 複数回答（複数の選択肢から2つ以上の選択肢を選ぶ方式）の設問の場合、回答は選択肢ごとの有効回答数に対して、それぞれの割合を示しています。
そのため、合計が100.0%を超える場合があります。
3. 図表中において、「無回答」とあるものは、回答が示されていない、または回答の判別が著しく困難なものです。
4. グラフ及び表の「n」は、標本数（集計対象者総数）を表しています。
また、「SA（シングル・アンサー）」は単数回答で、各設問について1つの選択肢のみの回答を示しており、「MA（マルチプル・アンサー）」は複数回答で、各設問に対して複数の選択肢を回答しています。

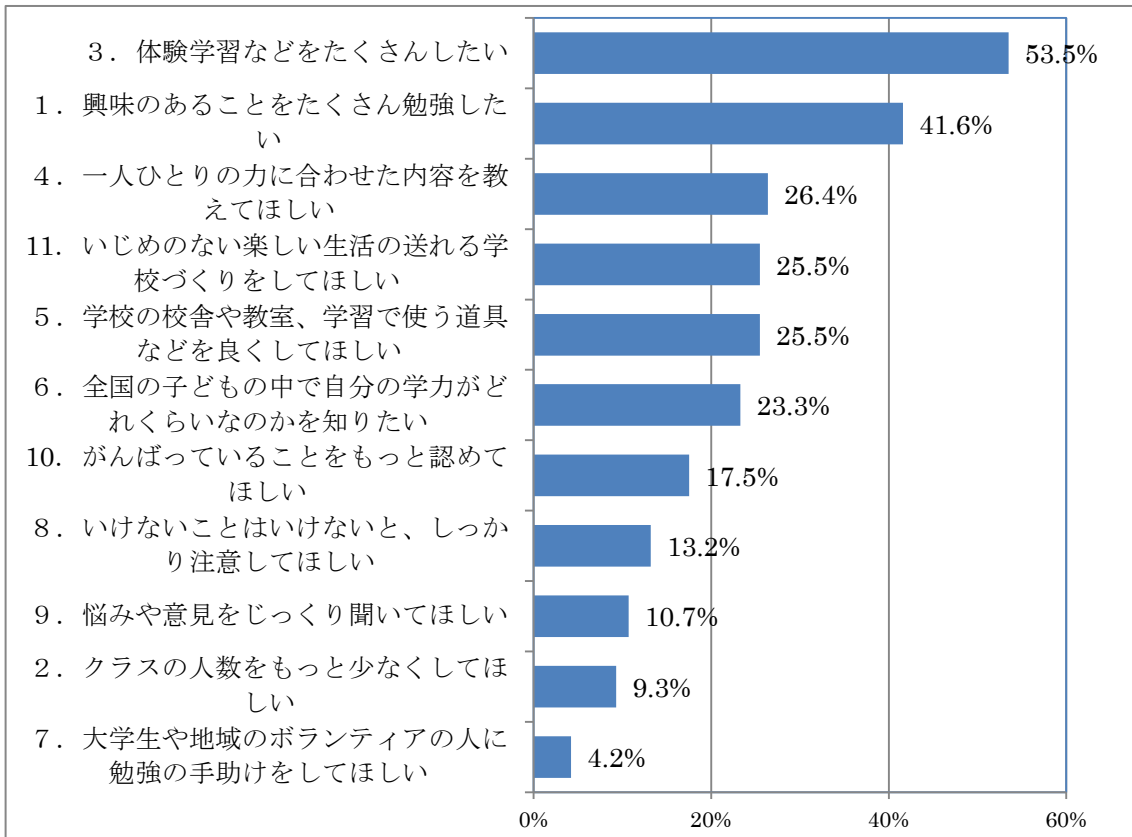
(2) 児童生徒調査

■あなたは、学校生活に関する次のようなことについてどう思いますか。
 (①～⑯それぞれについて、ひとつだけに○) (SA) n=722



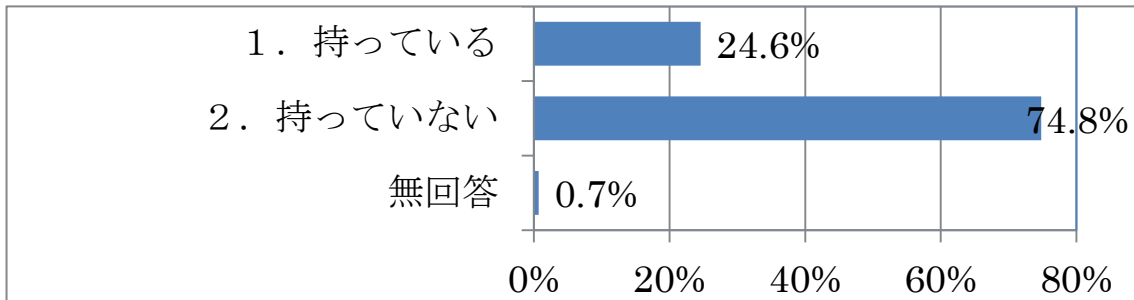
■学校や先生に対して、どのようなことを望みますか。

(主なもの3つまで○) (MA) n=722



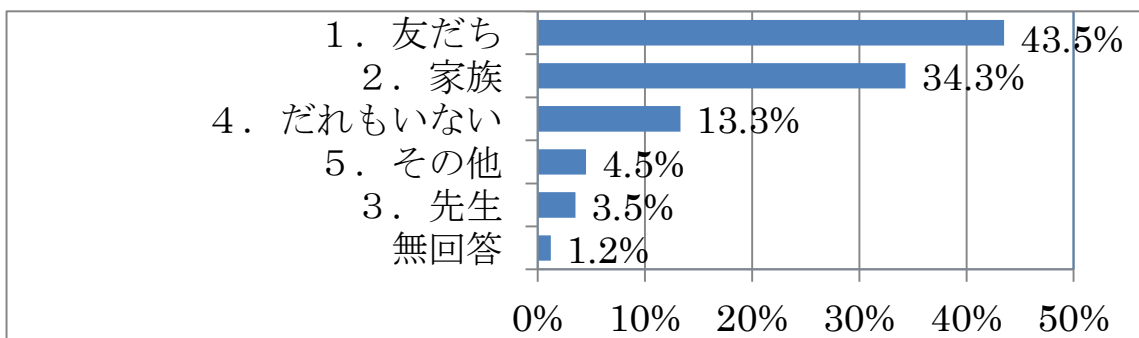
■あなたは、自分専用の携帯電話やPHSを持っていますか。

(ひとつだけに○) (SA) n=722



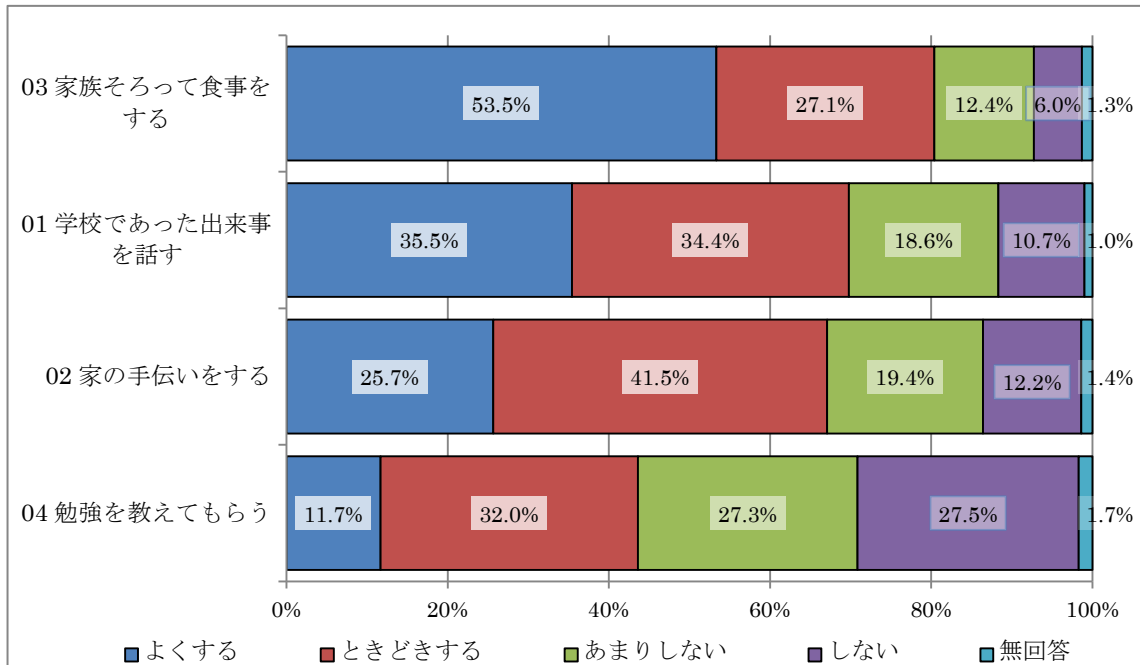
■あなたは心配事や悩みがあるとき、だれに相談しますか。

(ひとつだけに○) (SA) n=722

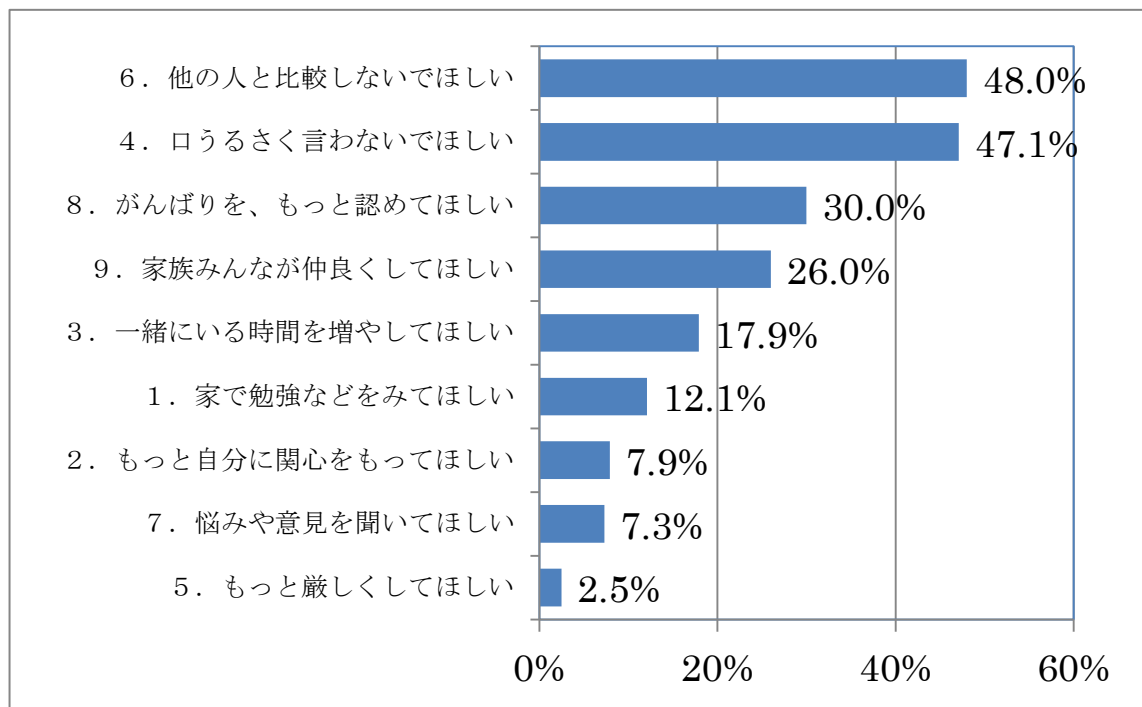


■ 地域や家庭についておききします。

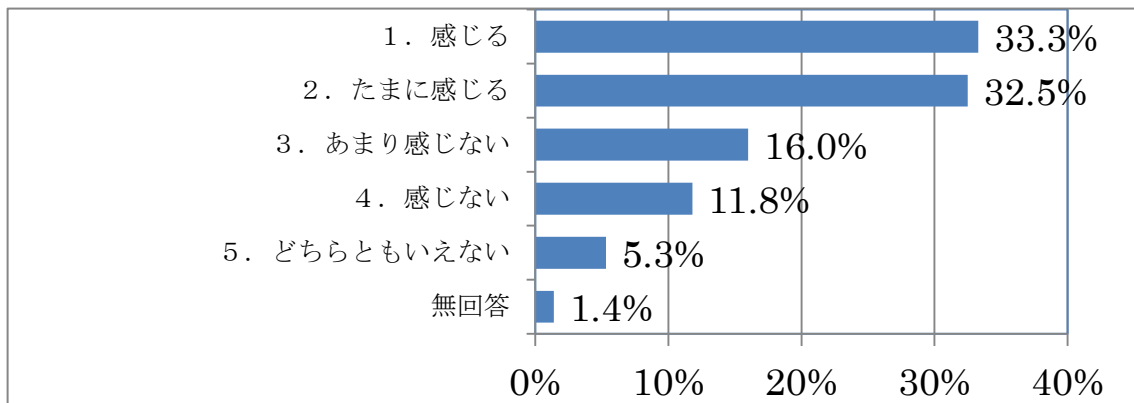
あなたはふだん家族と次のようなことをどれくらいしていますか。
 (それぞれひとつだけに○) (SA) n=722



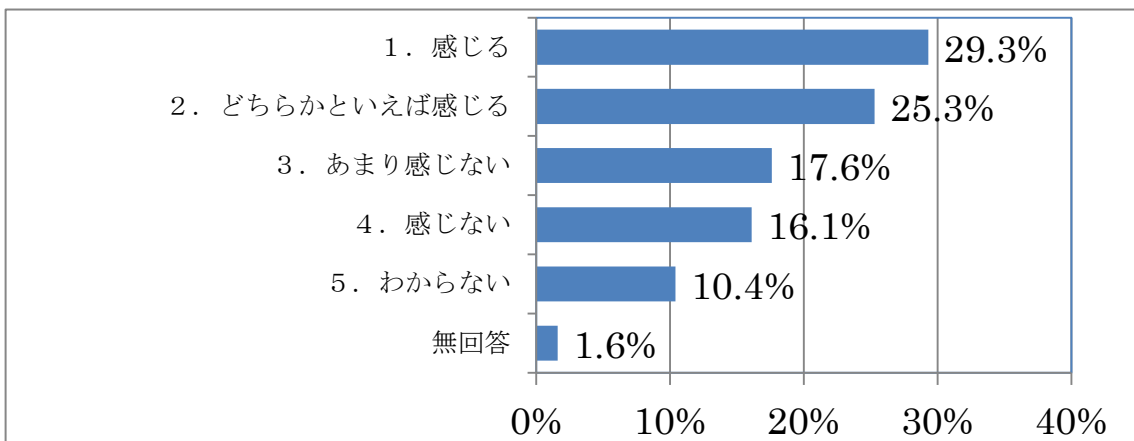
■ あなたは自分の親や家族に対して、どのようなことを望みますか。
 (主なもの3つまで○) (MA) n=722



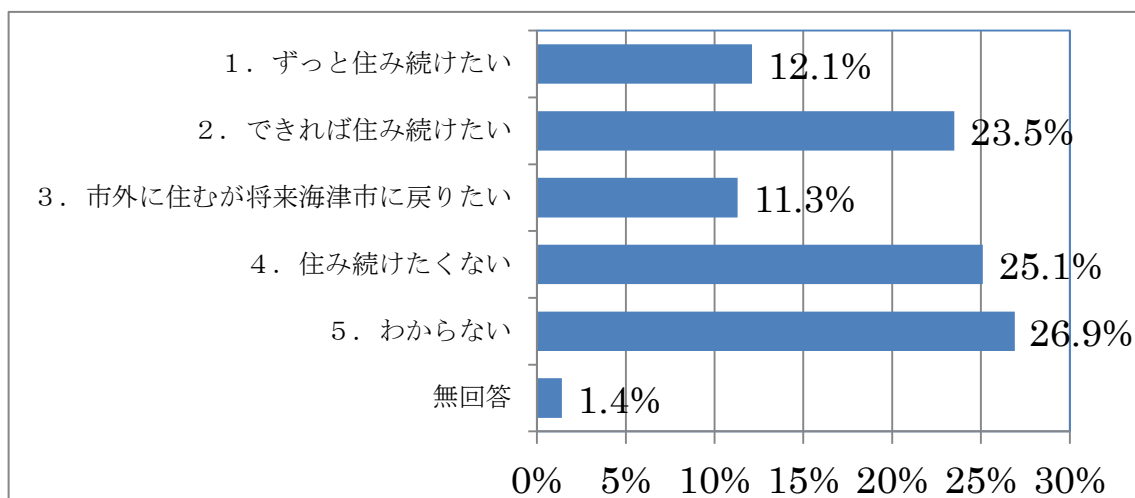
■あなたの住んでいる地域では、地域の大人が自分たちを見守ってくれていると感じますか。(ひとつだけに○) (SA) n=722



■あなたは海津市を「ふるさと」だと感じますか。(ひとつだけに○) (SA) n=722



■あなたは、将来も海津市に住み続けたいですか。(ひとつだけに○) (SA) n=722

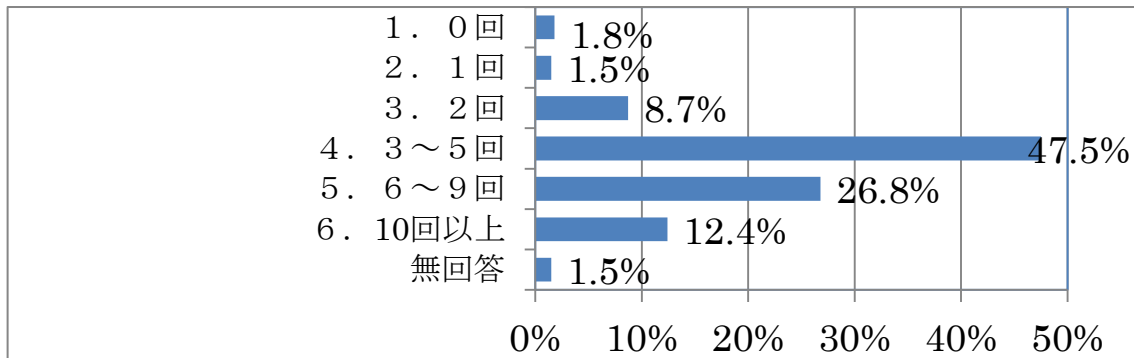


(3) 保護者調査

■学校とのかかわりについてお尋ねします。

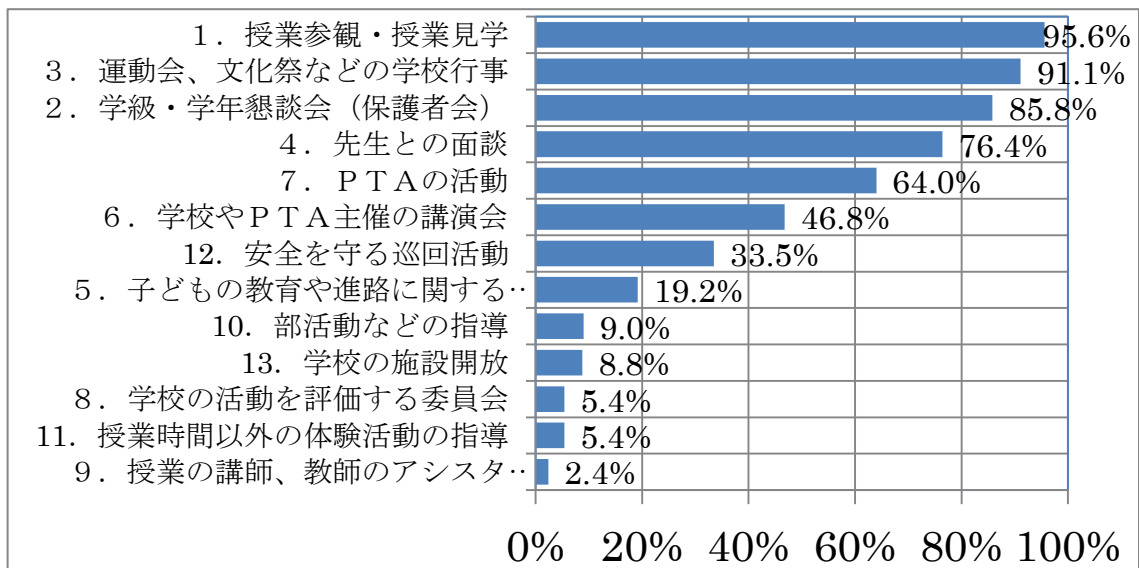
お子様の担任の先生に、昨年1年間で何回くらい会いましたか。

(一つに○) (SA) n=672

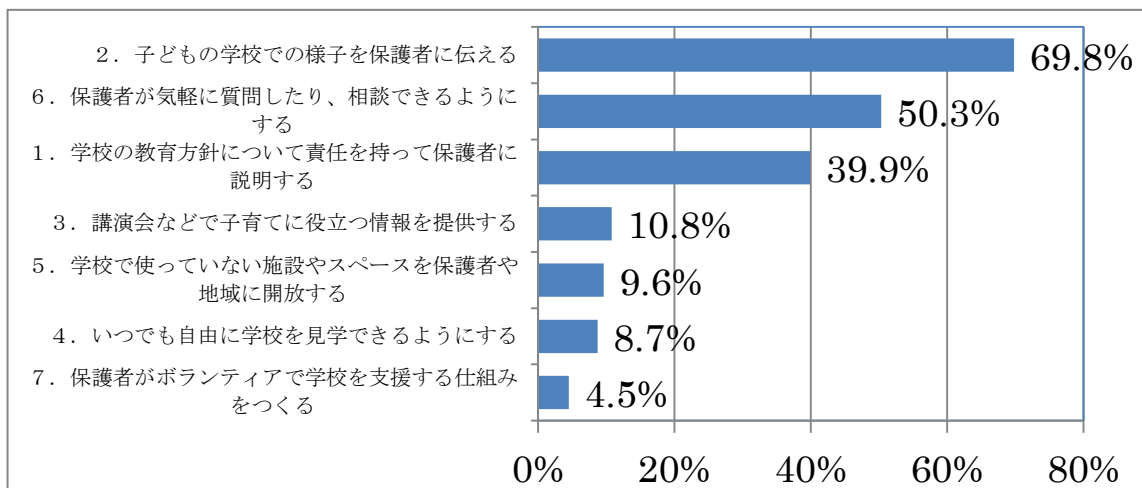


■今までに出席したり、参加したりした行事や活動は何がありますか。

(あてはまるものすべてに○) (MA) n=672



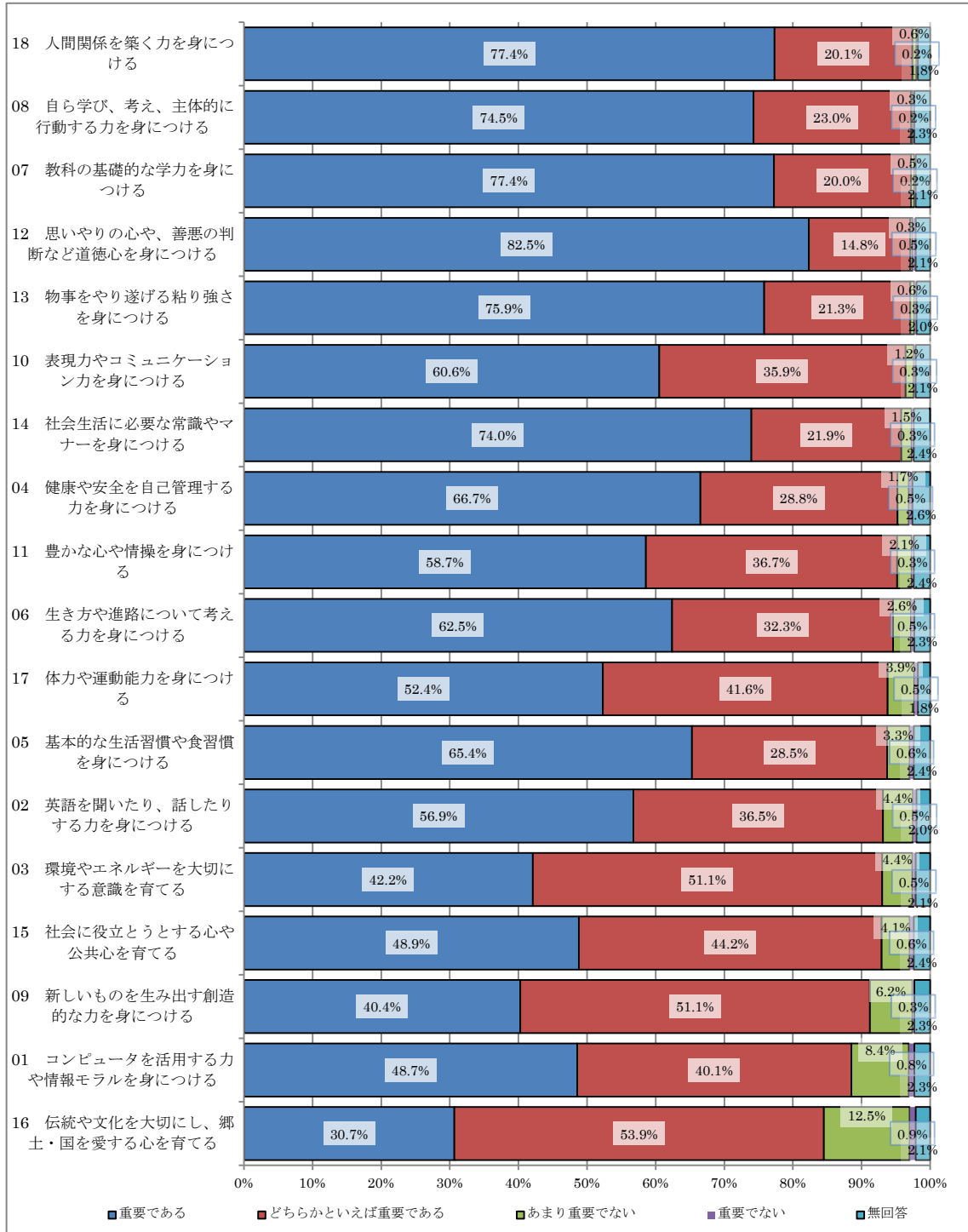
■あなたが、お子様が通われている学校や、学校施設に対し望むことは何ですか。(主なもの3つまで○) (MA) n=672



■子どもたちへの教育についてお尋ねします。

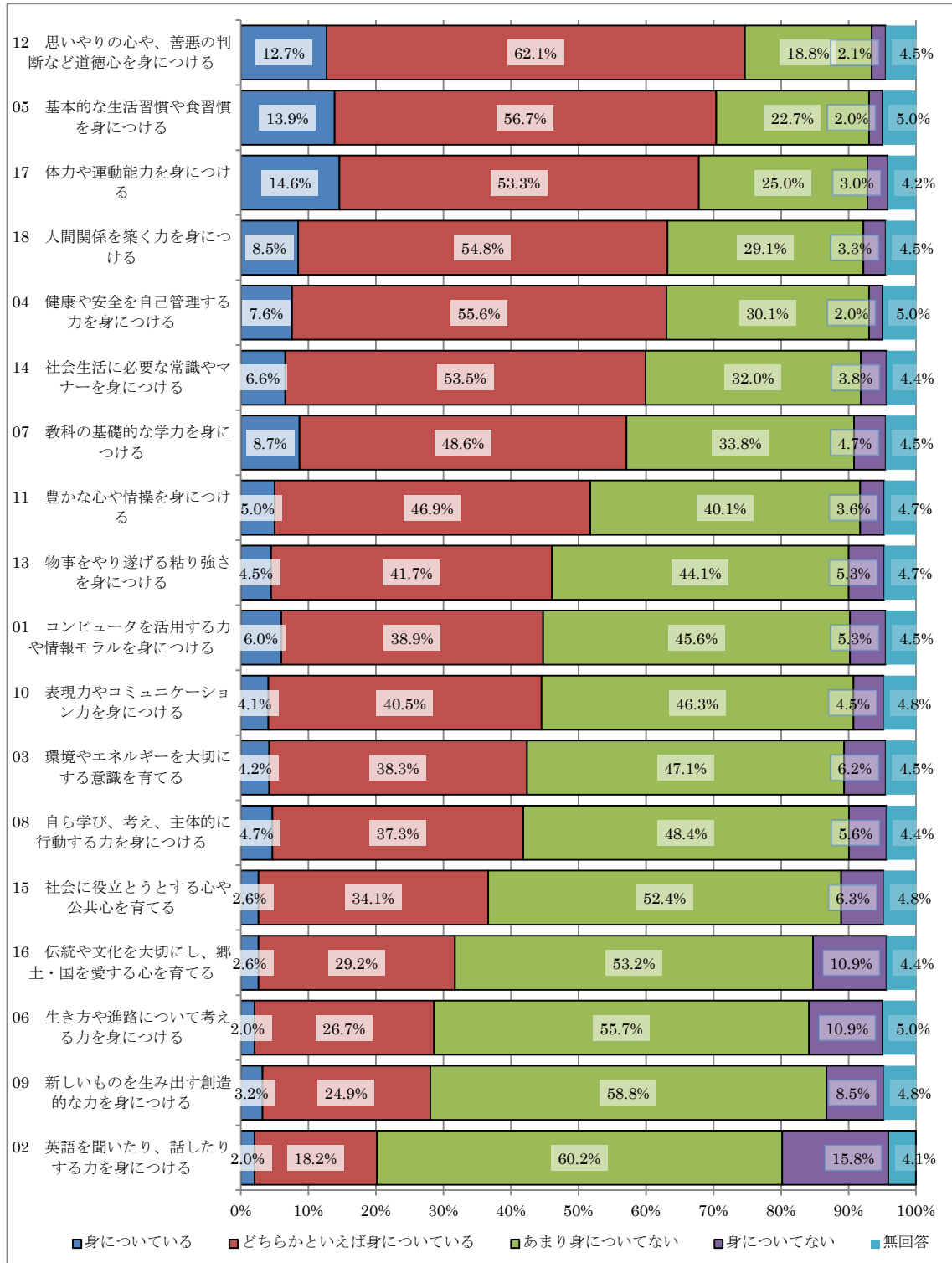
次のような能力や態度を身につけたり、育てたりすることについてどう
 思いますか。一番、近い考えのところに○をつけてください。

(SA) n=672

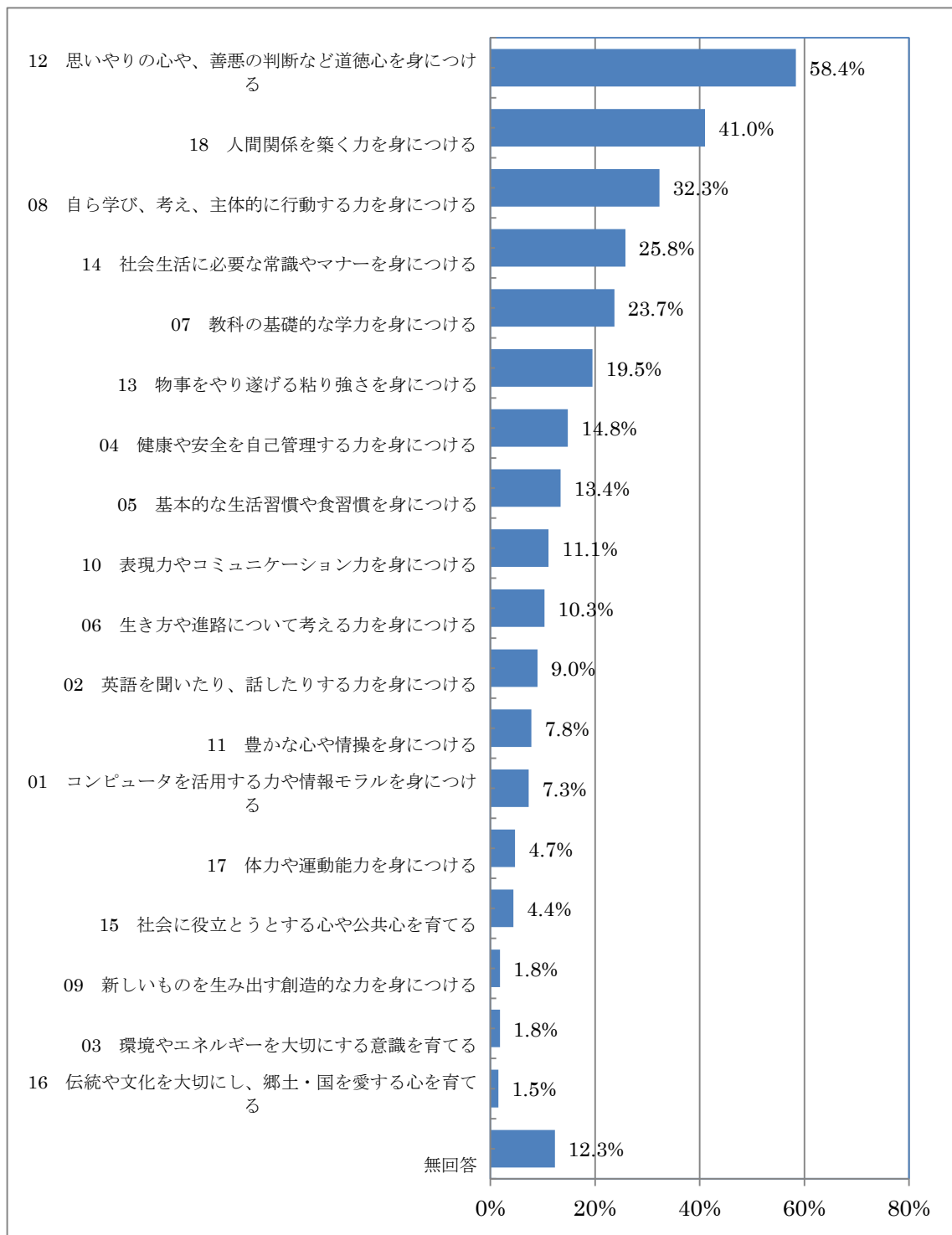


■また、その能力や態度は、現在子どもたちに実際身につけていると思いますか。一番、近い考えのところに○をつけてください。

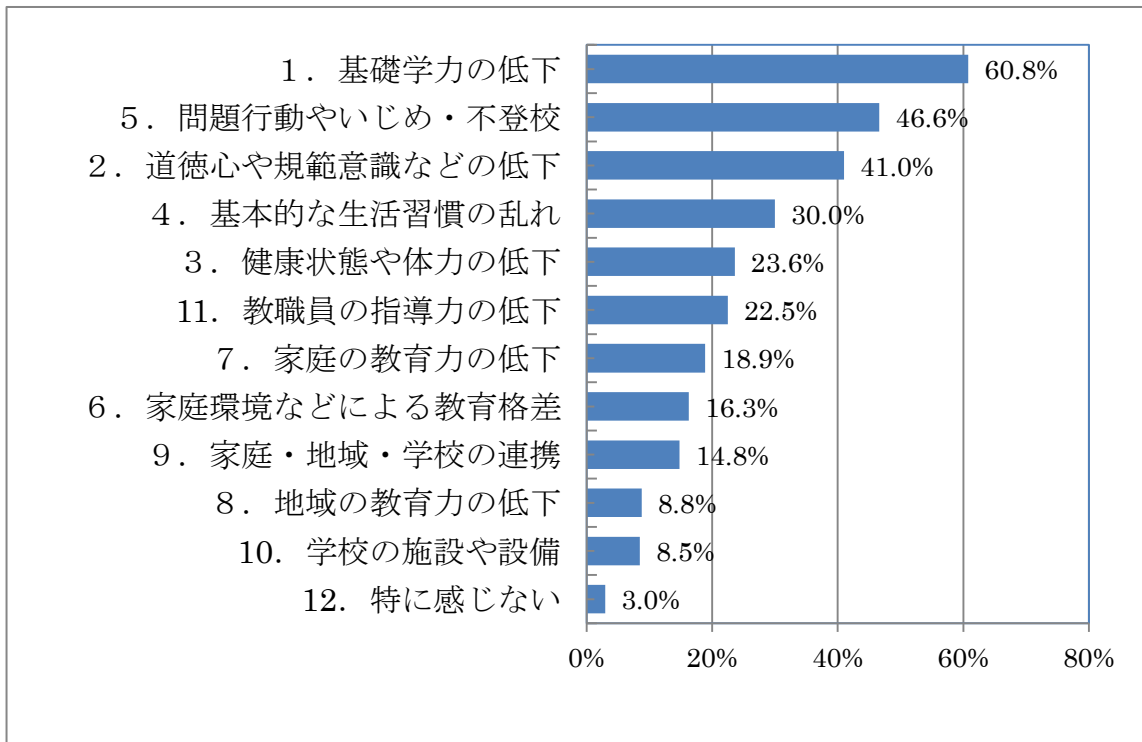
(SA) n=672



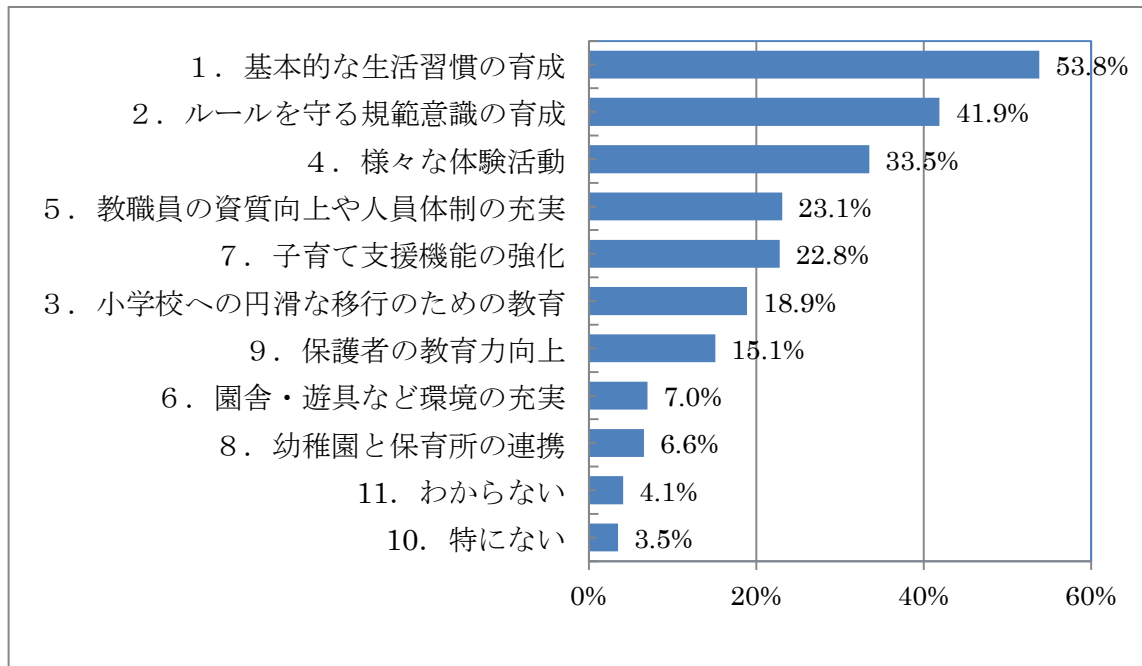
■能力や態度を身につけたり、育てたりすることについて、特に重要だと思うもの3つを教えてください。(①～⑱の番号を記入) (MA) n=672



■子どもたちや教育について課題と感ずることは何ですか。
 (あてはまるものすべてに○) (MA) n=672

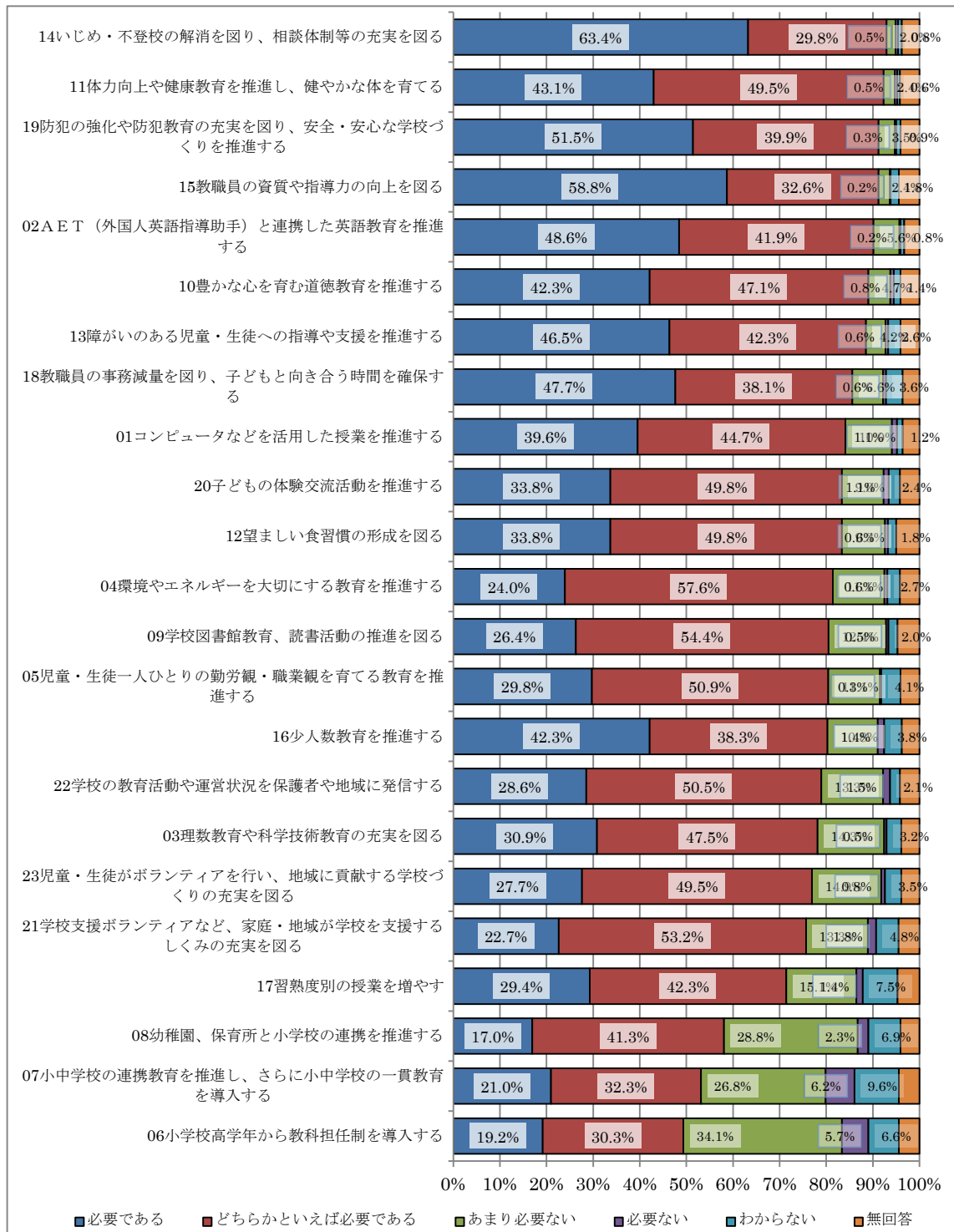


■あなたは、海津市の幼児教育の充実のためにどのような取り組みが必要だと思いますか。(主なもの3つまで○) (MA) n=672

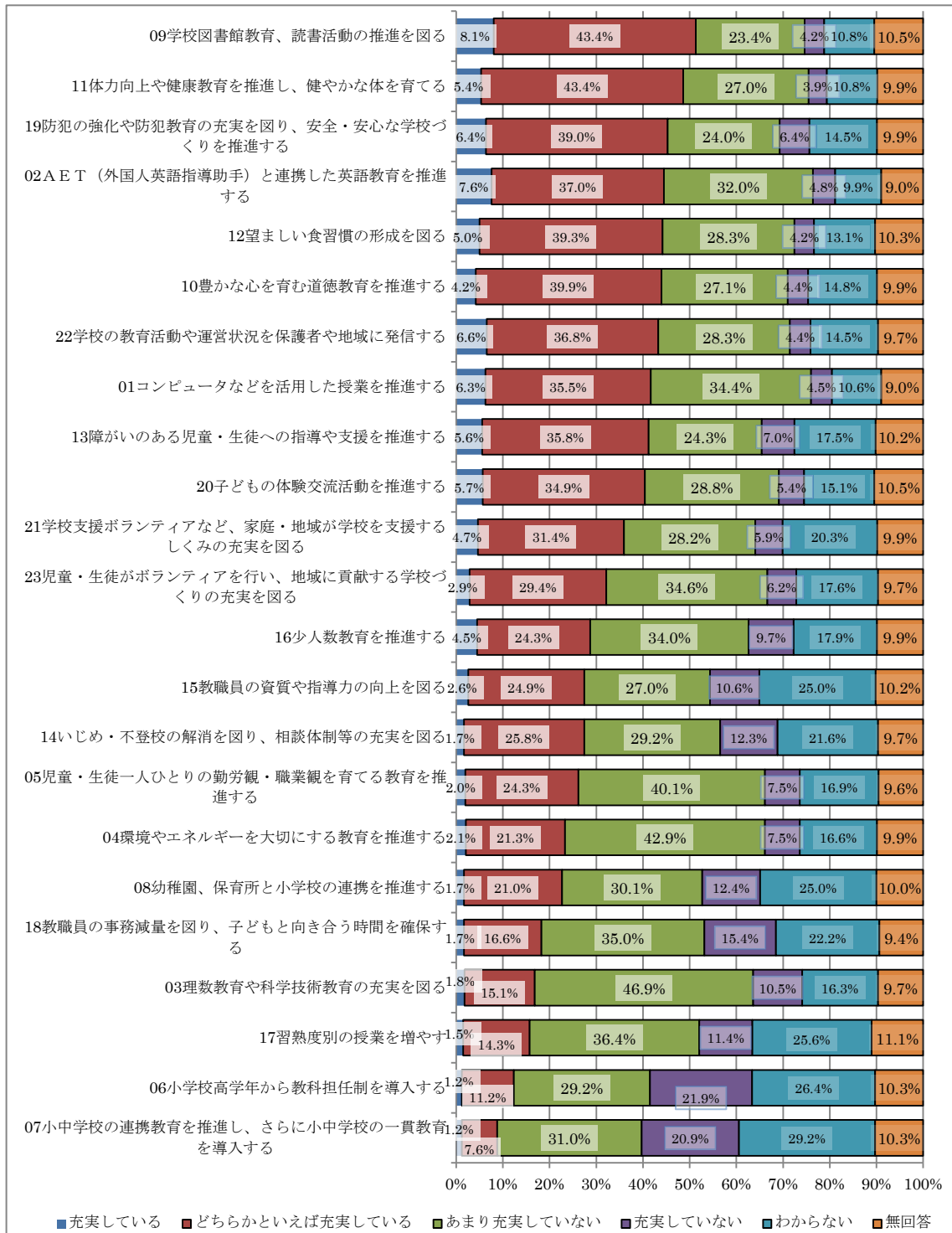


■教育に関する施策全般についてお尋ねします。

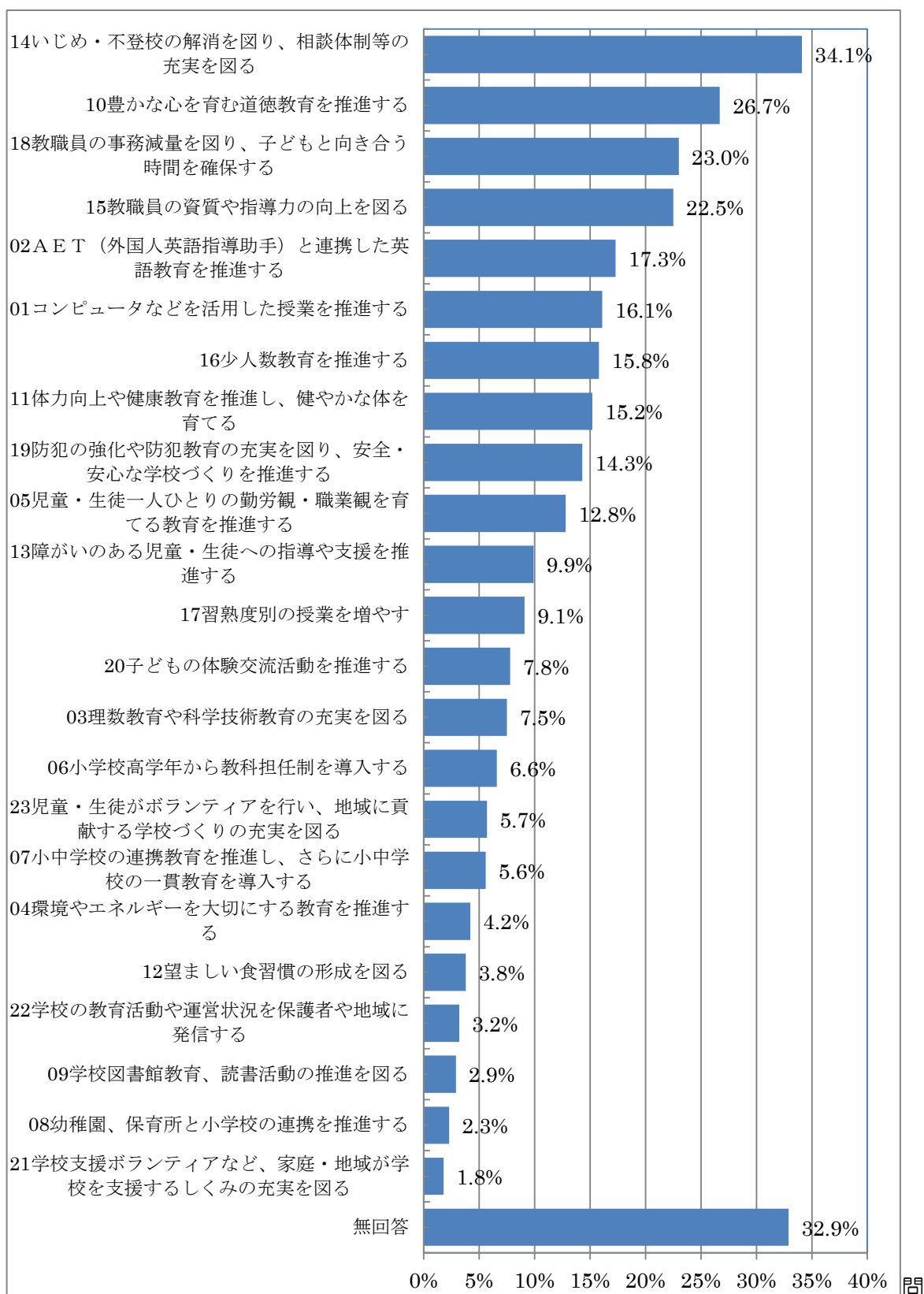
次のような教育施策や教育事業について、あなたは、今後海津市で力を入れて行う必要があると思いますか。一番、近い考えのところに○をつけてください。(SA) n=672



■また、それらの施策や事業について充実していると思いますか。一番、近い考えのところに○をつけてください。(SA) n=672

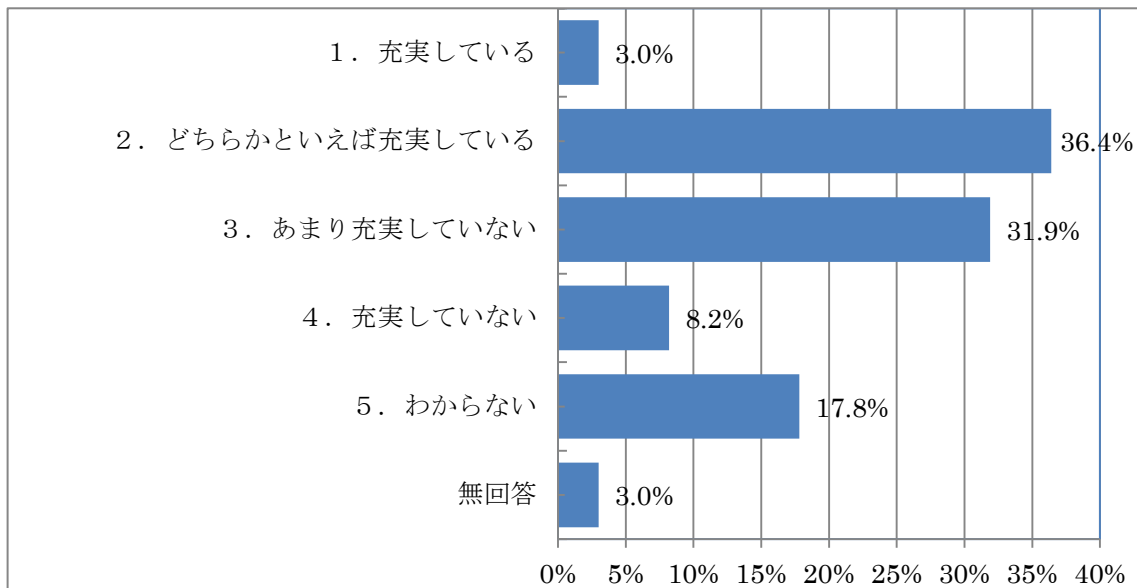


■教育施策や教育事業の中で特に必要だと思うもの3つを教えてください。(MA) n=672



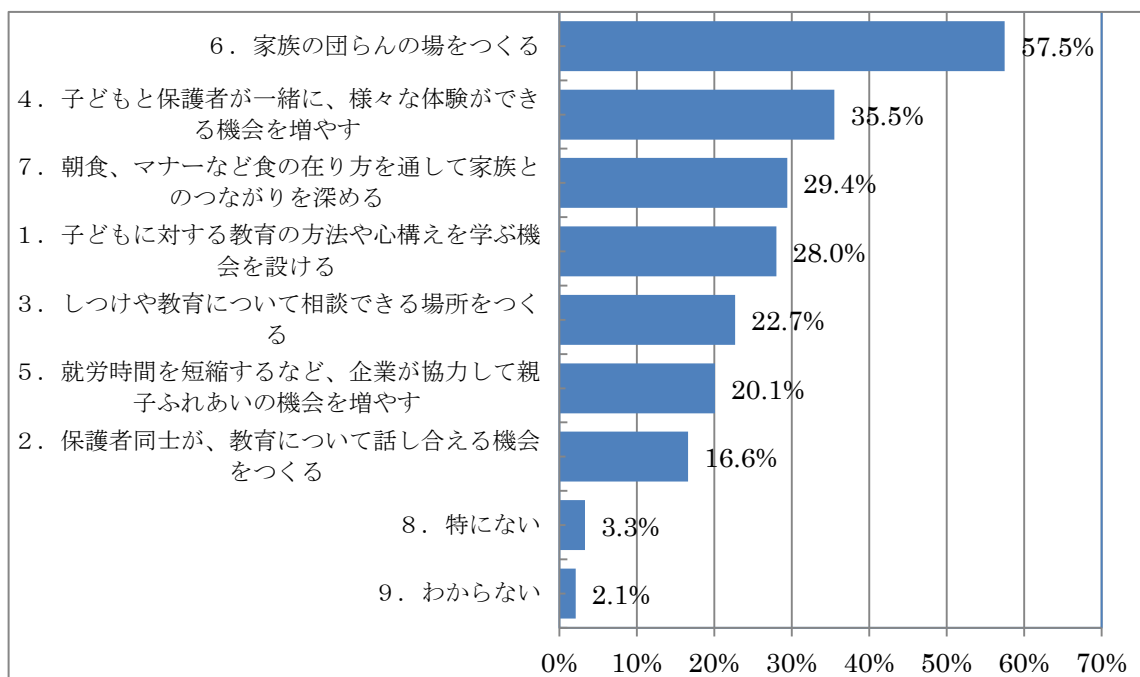
■あなたは、海津市の教育について充実していると思いますか。

(一つに○) (SA) n=672



■あなたは、家庭教育にとってどのような取り組みが必要だと思いますか。

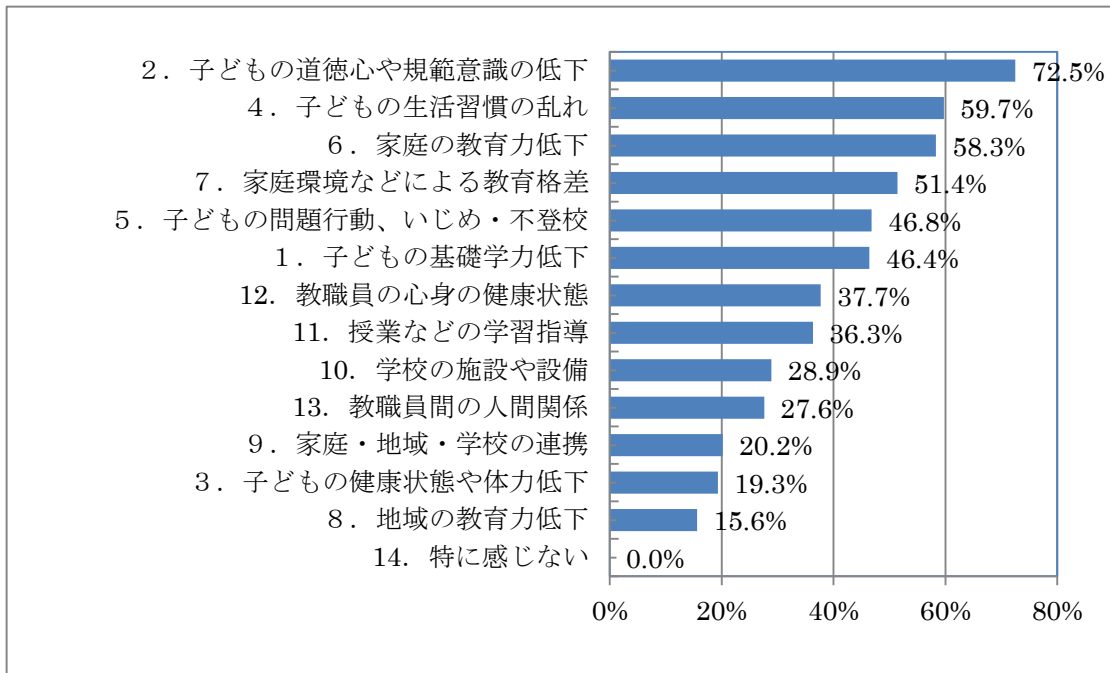
(主なものを3つまで○) (MA) n=672



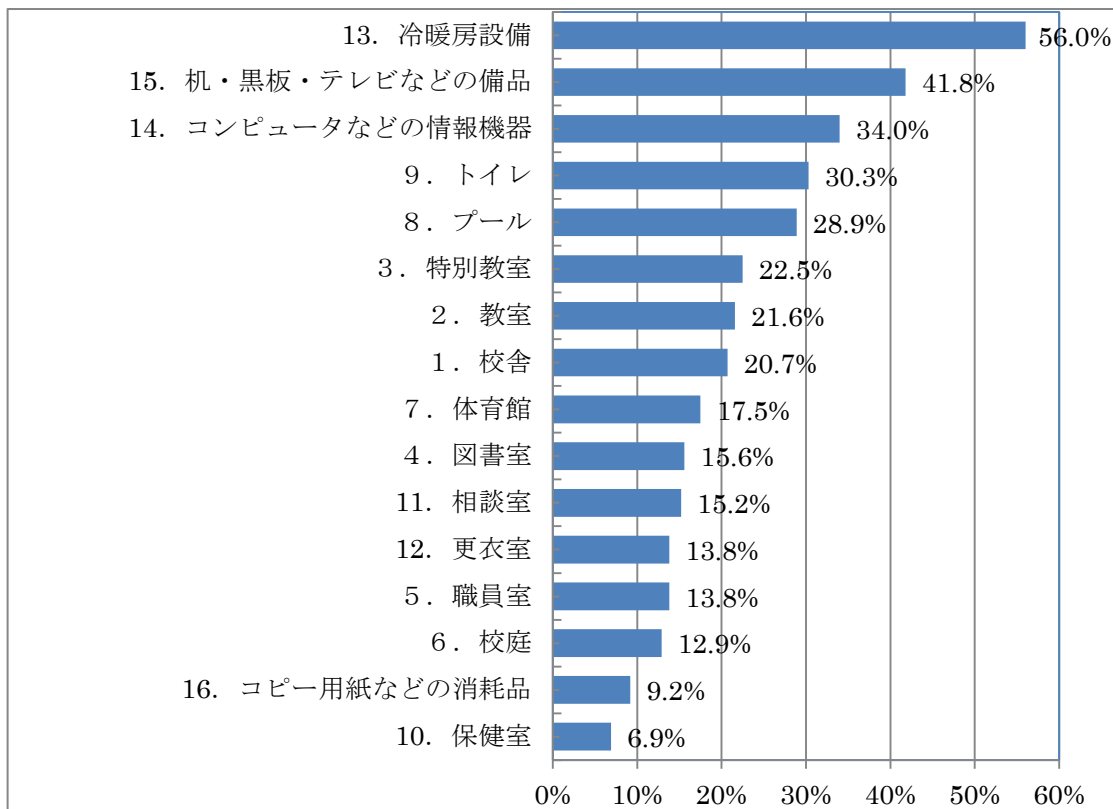
(4) 教職員調査

■日々の職務の中で課題と感じることは何ですか。

(あてはまるものすべてに○) (MA) n=218

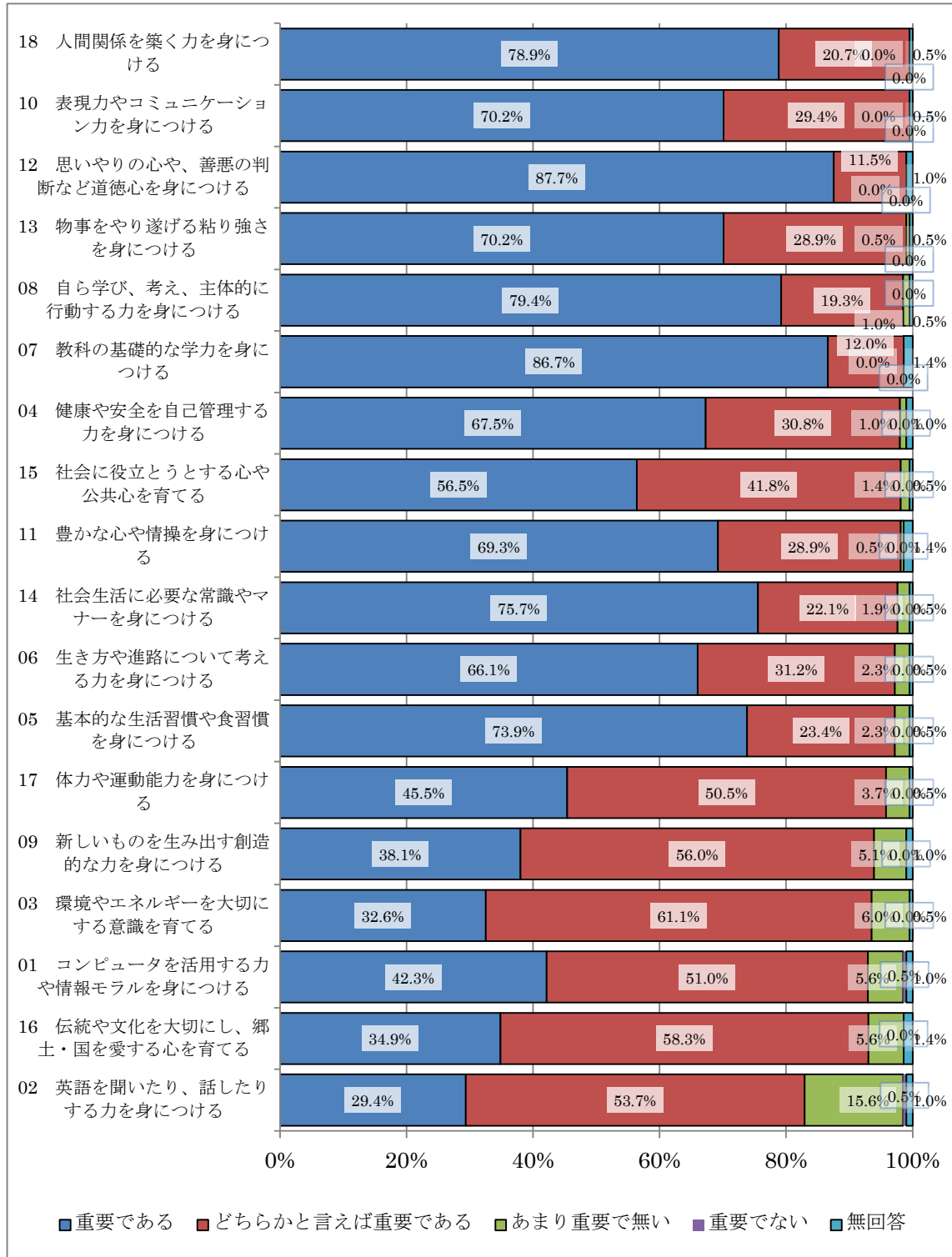


■学校の施設や設備等について、特に充実・改善してほしいものは何ですか。(あてはまるものすべてに○) (MA) n=218

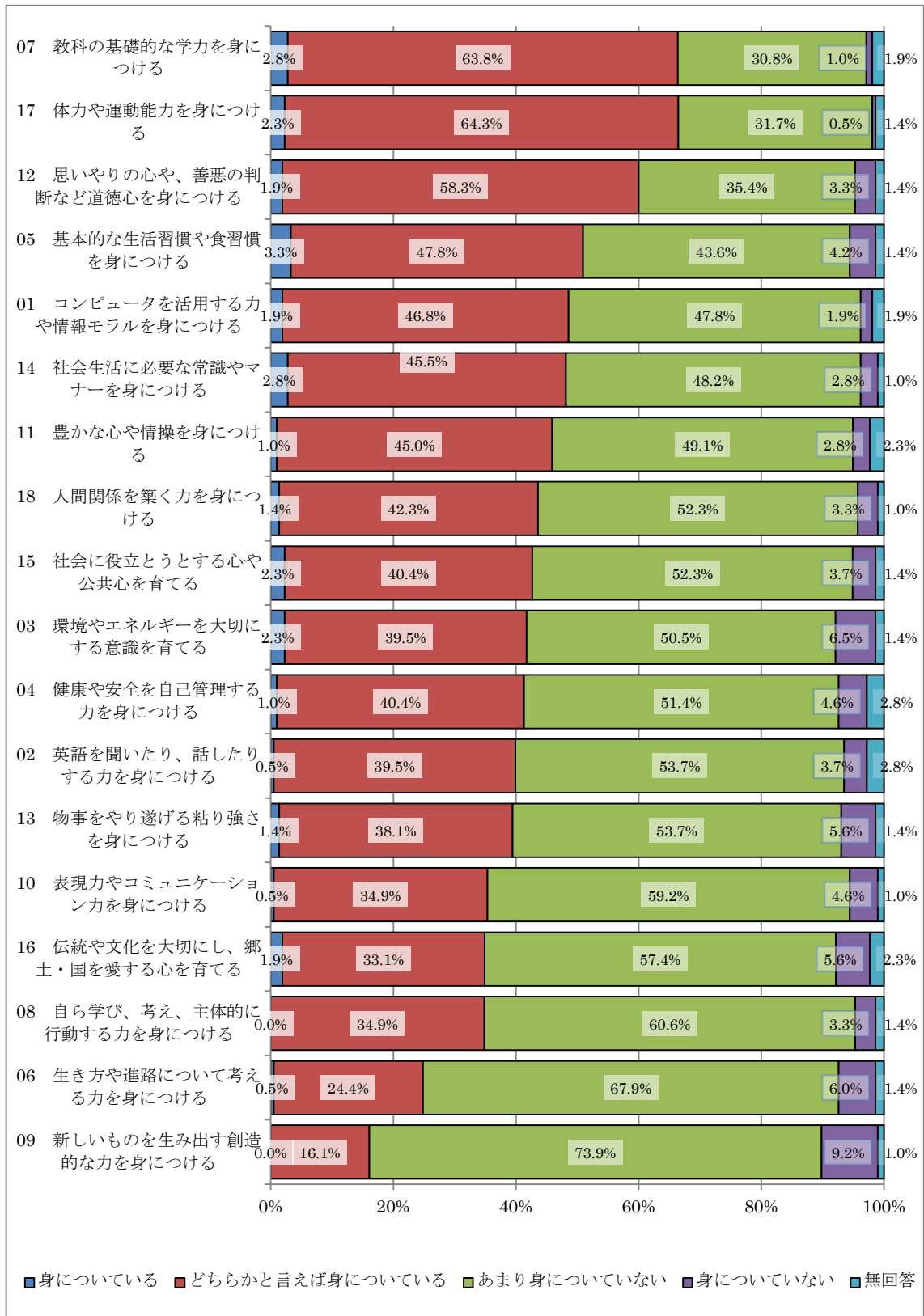


■海津市の学校教育についてお尋ねします。

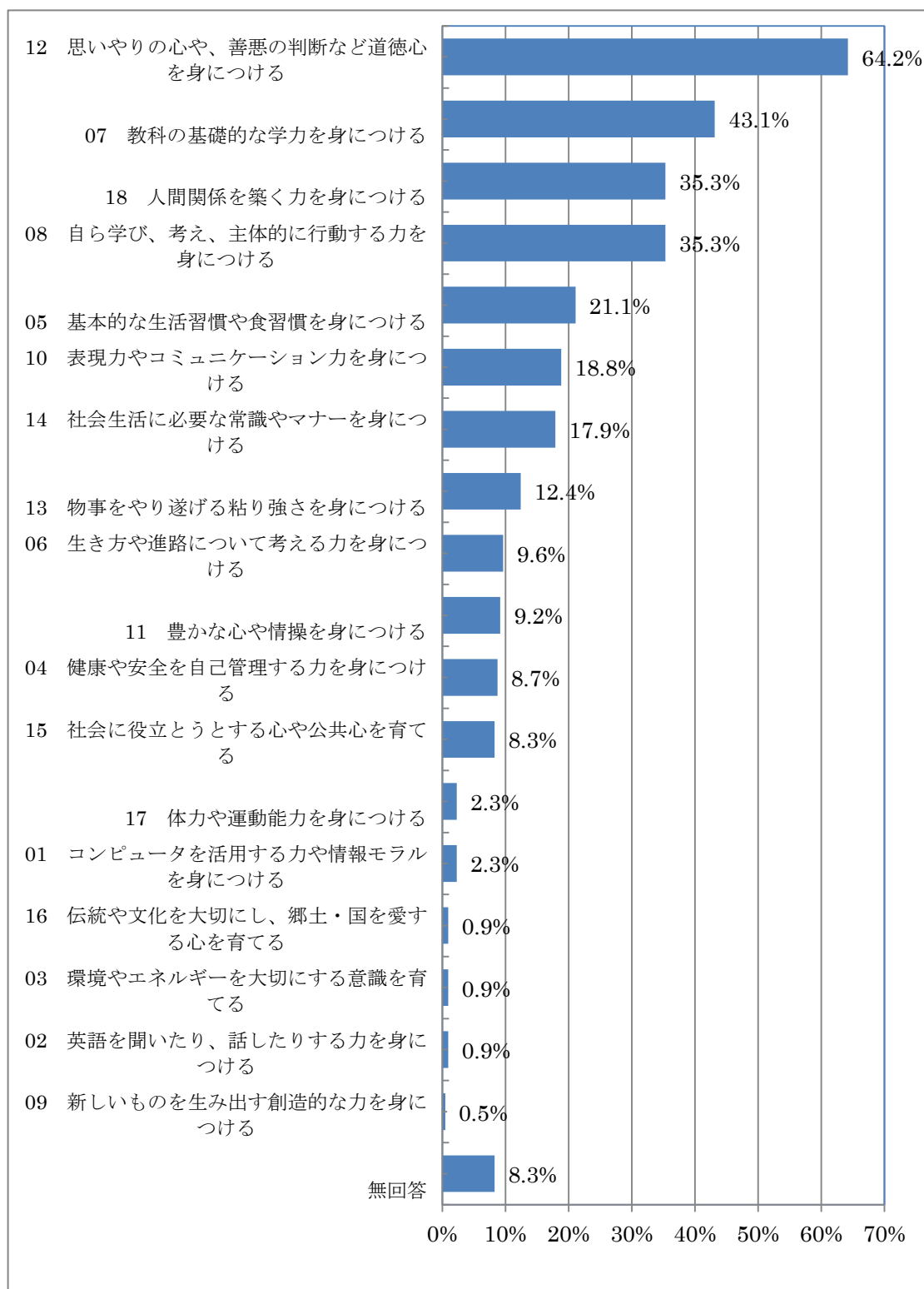
海津市の学校教育において、次のような能力や態度を身につけたり、育てたりすることは、重要だと思いますか。一番、近い考えのところに○をつけてください。（SA）n=218



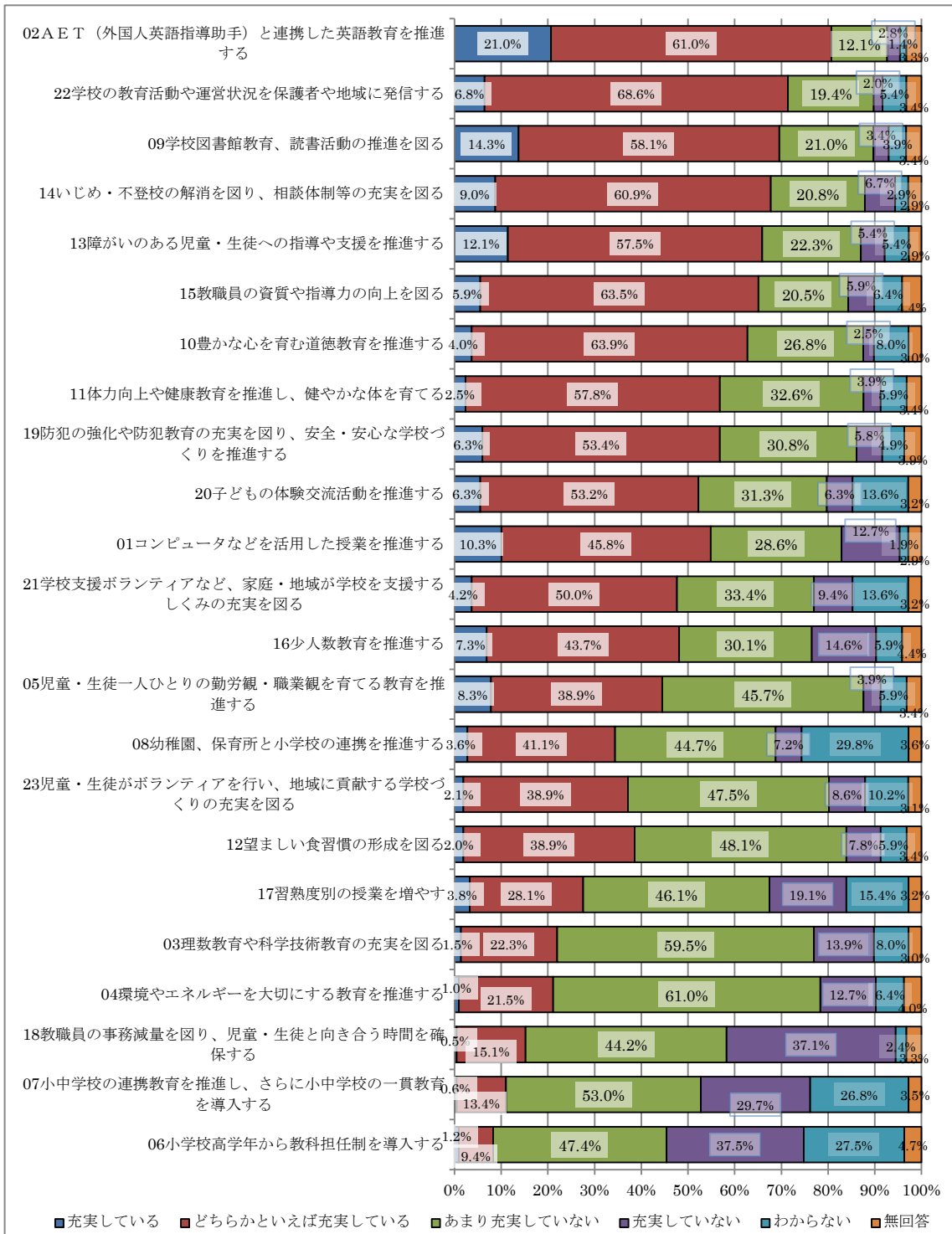
■また、その能力や態度は、現在あなたが勤務している学校の児童・生徒たちに、実際身につけていると思いますか。一番、近い考えのところに○をつけてください。(SA)n=218



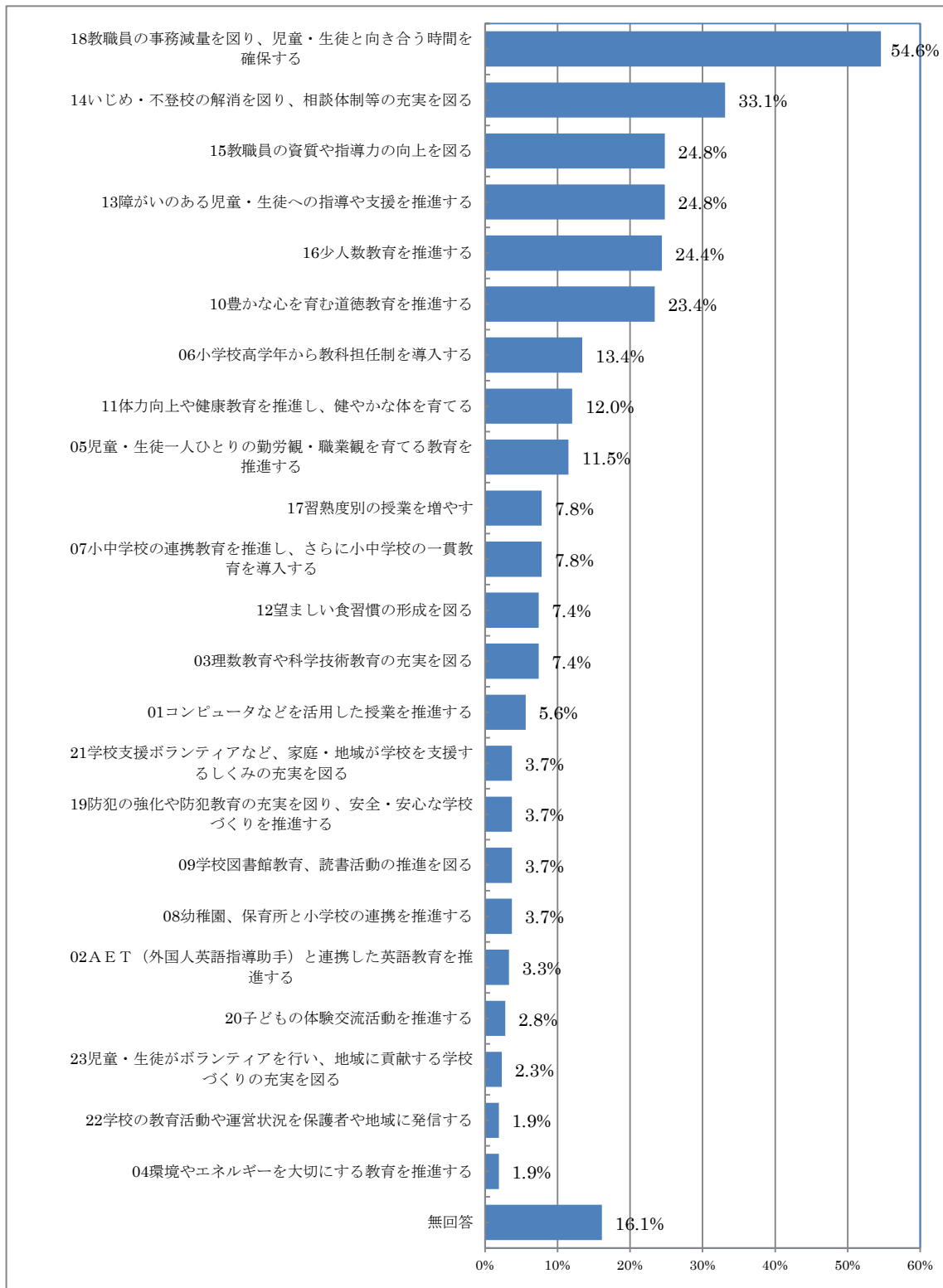
■前質問で特に重要だと思うもの3つを教えてください。(MA) n=218



■また、それらの施策や事業について充実していると思いますか。
一番、近い考えのところに○をつけてください。(SA) n=218



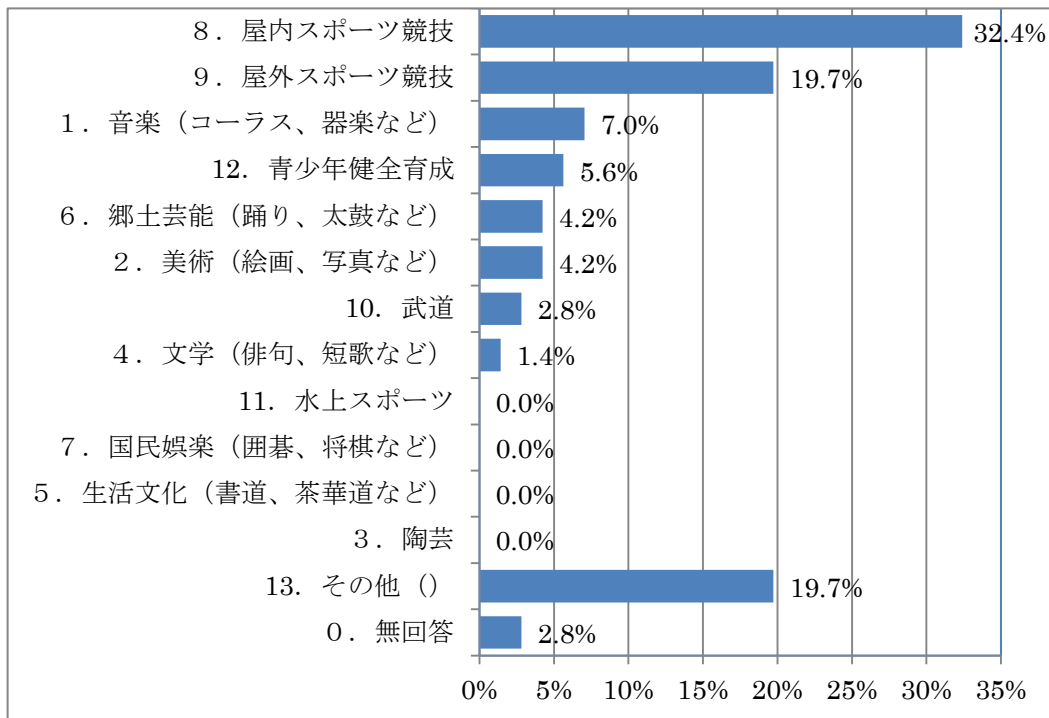
■前質問で特に必要だと思うもの3つを教えてください。(MA) n=218



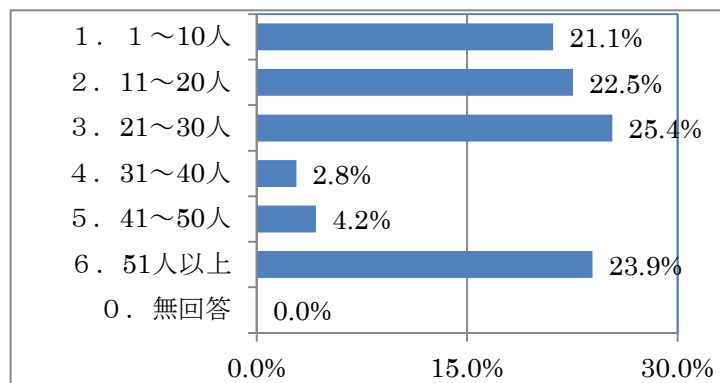
(5) 生涯学習団体、スポーツ団体アンケート

■団体の概要についてお尋ねします。

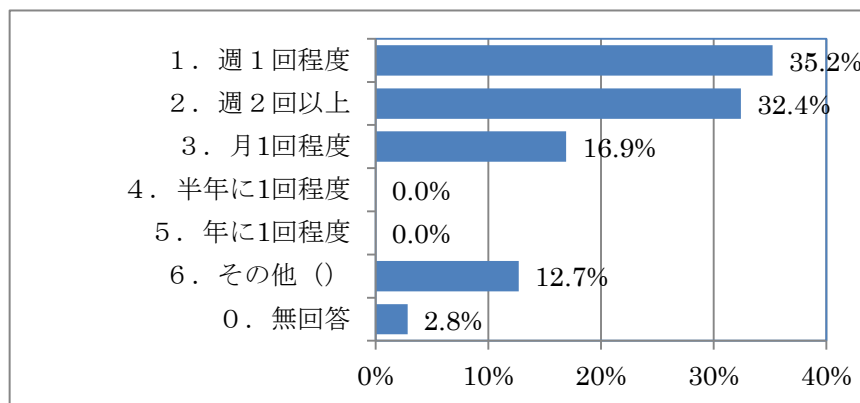
団体の活動分野は、次のうちどれですか。(SA) n=71



■団体の人数は、次のうちどれですか。(SA) n=71

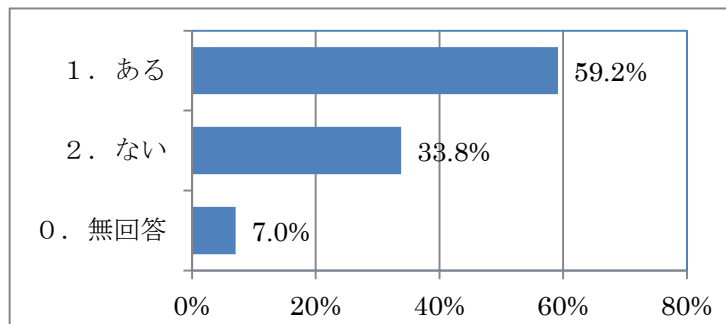


■活動回数は、次のうちどれですか。(SA) n=71



■団体の活動成果を市民等に発表（交流）する機会がありますか。

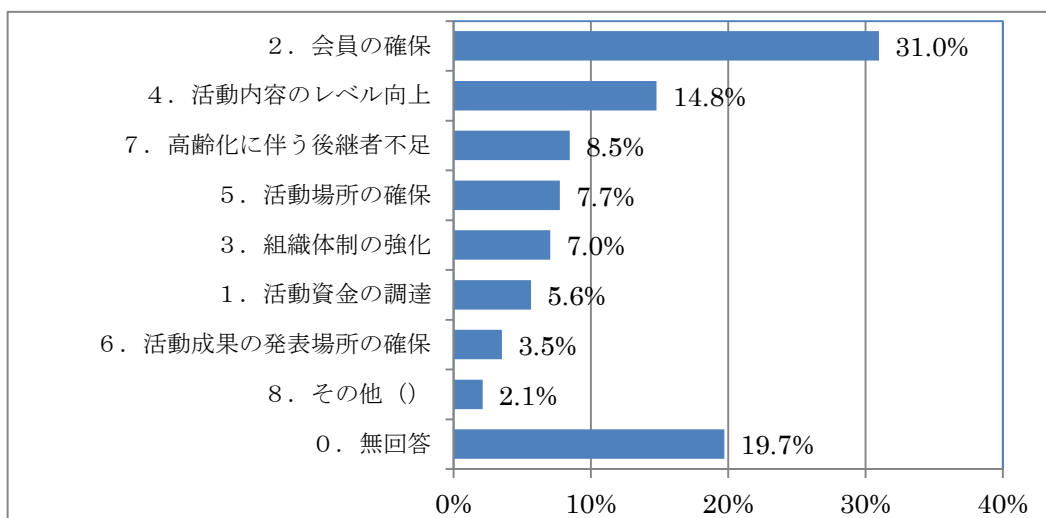
((SA) n=71



■活動の意向についてお聞きします。

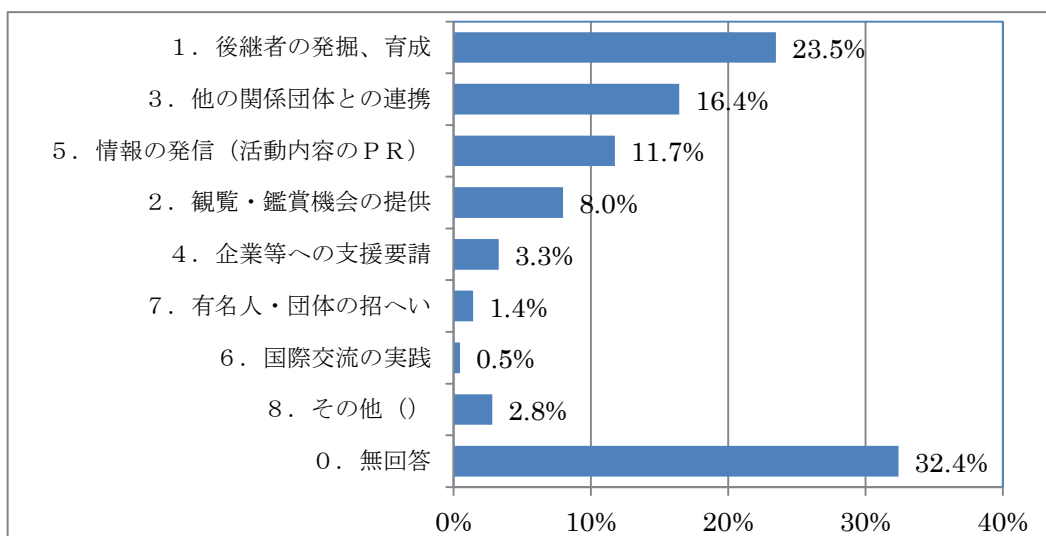
団体の活動を行なっていくにあたり、どのような課題をお持ちですか。

(MA) n=71



■団体の活動を活発化するために、何が大切だとお考えですか。

(次のうちから3つまで選んでください。) (MA) n=71



海津市教育振興基本計画策定委員会日程

日程	内容
第1回 平成22年10月6日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ・委嘱状の交付について ・委員長、副委員長の選任について ・海津市教育振興基本計画について ・海津市教育振興基本計画に係るアンケート調査について
第2回 平成23年1月27日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ・海津市教育振興基本計画策定の経緯について ・海津市教育振興基本計画に係るアンケート調査結果について ・海津市総合開発計画との関係について
第3回 平成23年5月17日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ・委嘱状の交付について ・委員長の選任について ・海津市教育振興基本計画について ・「(仮称)海津市教育振興基本計画」に係るアンケート調査(生涯学習団体、スポーツ団体用)について ・スケジュールについて
第4回 平成25年11月12日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ・委員長の選任について ・海津市教育振興基本計画策定の経緯 ・スケジュールについて ・海津市教育振興基本計画(案)について
第5回 平成25年11月27日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ・海津市教育振興基本計画(案)について
第6回 平成25年12月18日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ・海津市教育振興基本計画(案)について ・最終案について

海津市教育振興基本計画

平成26年 3月発行

編集・発行／海津市教育委員会

〒503-0495

岐阜県海津市南濃町駒野奥条入会地 99-2

T E L 0584-55-0335 F A X 0584-55-0096

E-mail : kyoikusomu@city.kaizu.lg.jp